

平成25年第1回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

平成25年3月19日（火曜日）午前10時開議

- | | | |
|--------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号） |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第1 | 発議第 1号 | 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 西郷村税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 西郷村税特別措置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 西郷村暴力団排除条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 西郷村災害対策本部条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 西郷村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第10号 | 西郷村保育園設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第11号 | 西郷村内保育園に係る保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第12号 | 西郷村重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第13号 | 西郷村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例 |
| 日程第14 | 議案第14号 | 西郷村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 |
| 日程第15 | 議案第15号 | 西郷村道路の構造の技術的基準に関する条例 |
| 日程第16 | 議案第16号 | 西郷村道路標識の寸法に関する条例 |
| 日程第17 | 議案第17号 | 西郷村営住宅等条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第18号 | 西郷村営多目的路外駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第19号 | 西郷村都市公園条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 議案第20号 | 西郷村下水道条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第21号 | 西郷村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例 |
| 日程第22 | 議案第22号 | 西郷村社会体育、レクリエーション施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第23 | 議案第23号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第24 | 議案第24号 | 平成25年度西郷村一般会計予算 |

追加日程第2	動議	議案第24号 平成25年度西郷村一般会計予算に対する修正動議(第1号)
追加日程第3	動議	議案第24号 平成25年度西郷村一般会計予算に対する修正動議(第2号)
日程第25	議案第25号	平成25年度西郷村墓地特別会計予算
日程第26	議案第26号	平成25年度西郷村国民健康保険特別会計予算
日程第27	議案第27号	平成25年度西郷村公共下水道事業特別会計予算
日程第28	議案第28号	平成25年度西郷村農業集落排水事業特別会計予算
日程第29	議案第29号	平成25年度西郷村介護保険事業特別会計予算
日程第30	議案第30号	平成25年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算
日程第31	議案第31号	平成25年度西郷村水道事業会計予算
日程第32	議案第32号	平成25年度西郷村工業用水道事業会計予算
日程第33	議案第33号	平成24年度西郷村一般会計補正予算(第6号)
日程第34	議案第34号	平成24年度西郷村墓地特別会計補正予算(第1号)
日程第35	議案第35号	平成24年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第36	議案第36号	平成24年度西郷村土地造成事業特別会計補正予算(第1号)
日程第37	議案第37号	平成24年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第38	議案第38号	平成24年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
日程第39	議案第39号	平成24年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第40	議案第40号	平成24年度西郷村水道事業会計補正予算(第2号)
日程第41	議案第41号	平成24年度西郷村工業用水道事業会計補正予算(第2号)
追加日程第4	発議第2号	西郷村議会委員会条例の一部を改正する条例
追加日程第5	発議第3号	西郷村議会政務活動費の交付等に関する条例
追加日程第6	発議第4号	西郷村議会会議規則の一部を改正する規則
追加日程第7	発議第5号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第42	放射能対策特別委員会中間報告	
日程第43	請願・陳情に対する委員長報告	
	総務常任委員会	
	陳情第2号	地方財源の確保を求める意見書提出の陳情について
	産業建設常任委員会	
	陳情第1号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

- 陳情第 3号 甲子高原地区に多目的広場の設置に関する陳情
- 追加日程第8 発議第 6号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出
について
- 追加日程第9 発議第 7号 地方財源の確保を求める意見書の提出について
- 追加日程第10 発議第 8号 西郷村の子どもたちを放射能から守るために適切な対応を求
める意見書の提出について
- 日程第44 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第45 総務常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第46 産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第47 文教厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第48 放射能対策特別委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第49 例月出納検査結果報告
- 日程第50 閉 会

・出席議員（17名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	環境保全課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	金田勝義君
建設課長	高橋廣志君	企画調整課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	参事兼 学校教育課長	水野由次君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	東宮清章君
代表監査委員	鈴木光明君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

5番金田裕二君は、所用のため午前中欠席する旨の報告がありました。

それでは、本日の日程に入ります。

◎議案第1号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、議案第1号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号「専決処分承認を求めることについて（専決第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第2、議案第2号に対する質疑を許します。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議案第2号に対して質疑を申し上げます。

村長の給与改正でございますが、これは現行をいま一度説明していただきたいです。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 室井議員のご質疑にお答えいたします。

現行は、村長は82万9,000円を現在78万7,500円、それから副村長が64万1,000円が60万8,900円として、今年度末まではその金額ということで5%の減額をするということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） それでは、その5%を減額しなかったという、その理由ですね。

これを明らかにしてください。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 今回の議案で、さらに来年度も5%減額ということで今回上程させていただいております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今までの村長の行動を全体的にずっと見るとですね、5%なんというもので、これおさまるべき問題じゃないんですよ。ということはですね、これ

は村長の給与というものが村民のためにかかなりの効果を上げているとするならばですよ、何も減額する必要ないです、成果を上げていけば。もしやしたらば、かなりの成果を上げれば増額にも値すべきものなんですよ。ところがそれと逆にですね、村長の行動は、5%やそこらでもって我々は納得できないんですよ。もっと下げて、もしかしたら30%、50%ぐらいまで減らしたいところだ。50%減らしたって村長は80万円ももらっていたんですから、その半分の40万円なんですよ。

ということは、今我々議会はその経過をたどってみればですね、この原発による放射線の問題で何とか子どもたちに対しての健康診断をやってほしいという要求、それから福島県下、ここに線引きされちゃっている。それで線引きの結果、北部のほうは8万円、南部のほうは4万円、これをその何とかしなくてはならない。これに対して議会は陳情活動、抗議行動、東京に泊まり込みまでかけて、その行動を起こして国との交渉、東電との交渉をやったんではありませんか。

そのときに村長は一言だって顔を見せたことありますか、ご苦労さまの言葉、一言だってあったんですか、これは何もないですよ、何もしていない。

それで、それだからというて、我々はやらざるを得ない、西郷村民を考えたときには少しでも余計もらってあげたい。少しでも補償を増やしていきたいと、その信念に基づいて議会だけの行動でおさまったんじゃないですか。これは本当に村長がかえって逆に議会に要請しても、その先頭に立って村長がやれということだ。それを全然やらなくて顔も見せなかったと。これはどういうことなんですか、これは。

それから次に、抗議行動を起こしたときもそうです。国会並びに各大臣にまで抗議をしたんでありませんか、この線引きされたことに対して。これにも村長は何も参加しない、顔も見せない、ご苦労さまも言わない。そういうことの状況のことしかやっていないんですよ、村長は。

それでどうですか、この前、村民との対話集会をあの文化センターで持ったんじゃないですか。そのときにあんなにたくさんの村民が集まったのにもかかわらず、そこに西郷村の最高執行機関である村長が一度も顔を見せないという、どういうことなんですか、これは。

それから、あの対話集会に村民からもろもろの要求を出された。その要求を今議会は抱えているんです。抱えてその結果をまた政府との交渉をしていかなくちゃならない。じゃ、それというものですよ、今度4万円しか来ないというやつを、また追加でもって4万円もらった、もらうようにしたと。そして、それに対して東電は、賠償はこれで打ち切りですよと、これ4万円以上も賠償はしませんよということを言っているんだ。こんなこと許せますか。これは絶対にこんなことは許せないですよ。これからこの放射線問題でどんな健康が害されるんだかわからないんだから。これはやっぱり賠償は賠償としてこれは続けてもらいたい。その要求を出すのに、我々議会はですよ、その4万円をもらうやつを、我々議会人はもらうまいということで、この議会で議決までして、そして行動を起こして、それで今盛んに東電なり国と闘っているところではありませんか。これらに対して、村長は何の痛みも感じていないでしょう。ど

うです、この辺。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 16番室井議員の質疑にお答えします。

聞くとびっくりしますね。1つ、このいろいろやっているところに顔も出さないとか御礼もしない。そんなことはありません。東京にも一緒に行きましたし、一緒にやっております。私はこの福島県の損害賠償、補償に対してのこの協議会の副会長です。知事が会長、副会長は市長会長、福島市長、それから町村会長である私、それから商工会連合会の会長、それから農協五連の会長、4人で副会長をやっております。

当然、これまでは議会と協調すべきときは、去年は東京に、おとしですか、12月に行きましたね。それからこの前の対話集会ですが、あの日は議会で独自の会を催した。私は出張で東京へ行っております。この日程等についてはいろいろ独自に議会でされておりますので、それはそれでいいと思います。

それから、この給料を下げるべきだと。そもそもこの村長特別職等は特別職報酬審議会、第三者機関がやっています。もちろん今ずっとやっている中間もありますが、基本的にそれがあって、それよりやっぱり各地方自治体の財政状況を見て、各首長がいろいろみずから何%カットするとか、やっぱり財政状況を見ておもんばかって、このやっているわけでありませう。

私も就任した14年、もう10何年前ですけども、やっぱりみずからの給料をカットした。そして、この財政状況に資する働きをしていこうということを、ずっと継続しているわけです。今でもやっぱりやったほうがいいと思って提案をしたわけです。

ただ、仕事をしていないからもっと下げるべきだというお話は、謙虚に私も受けとめたいと思います。仕事をやっていないと言われるならば頑張るしかない。しかし、この言われているとおり、いろんな仕事をするに当たって、何もしていないとか、これいろいろ言われますけれども、そういった立場でいろいろやったり、あるいはこの執行権者として仕事をやったりしてまいりました。それについてはぜひお認めをいただきたいというふうに思っておりますので、ひとつそれはご理解いただきたいと。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 村長、あのここでしゃべるのいいかげんにしてくださいよ。この議会は神聖なる議会なんですよ。村長のそんな漫画みたいなへ理屈を聞くのに、我々ここ集まっているんじゃないですよ。

行動を起こしたということは、それは村長は村長なりの町村会とか、あるいはその機関の行動でしょう。我々起こしているのは、西郷村民の行動を起こしているんですよ。ほかは関係ないんですよ。西郷は西郷でもらうべきものはもらわなくちゃならない。補償されるべきものを補償されるときないから、西郷村民のための行動を我々議会は独自でも起こしているんですよ。そんな全体的なやつをここで並べたって、やりました何て言ったって何をやっているんだかわからないですよ。

我々は東京に泊まったということも、今、国会議員は忙しくて昼間は対応できない。対応できないから、もう夜になって国会議員が全ての仕事を終わって、我々とその会

える時間があつたときにきっちり話しましょうということで、我々は国会議員のことも考え、国会議員は我々のことも考えての集まりを持っているんですよ。

そこで、大臣交渉すべきものは大臣交渉をやっているんです。福島県の国会議員はみんなわかっています。私もその連絡に行ったときに、福島の県連会長の岩城先生は、あのとき私にはっきり言ったんですよ。今自民党の国会議員は、福島県内は全部1週間に1回は全部一度集まることになっているんです、毎週。そのときに、今日室井さんが来られたことは、明日集まる日でございますから、明日の会合で報告になりますよというお答えまでもらって、そしてその結果に基づいて委員長と連絡をとりながら、こういうことを起こしたんでありませんか。

そこに一度も顔を出さないということは、それを私は言っているんですよ。そっちの県民がどうか町村会がどうかというのは、そんなの関係ねえんだ、そんなこと。何であの対話集会のときに、いくら東京へ行っておったなんていったって、何かはできるはずで、最高執行機関なんだから。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いろいろ大臣その他とお話しになっているようで結構だと思います。その日は私も岩城先生にお会いしましたね。あのときは福島県町村会として、ちょうどその日、岩城先生ともう4時からやっていました、ずっと何時間も。それが終わって西郷村議会も来ているんだということで、先生はお立ちになりましたね。そういうことをやっているわけです。

それから、このほかのことだというお話ですが、ほかのことではありません。この白河、会津のこの線引きに対する組織構成は、この白河市長が会長、私と会津若松市長が副会長です。それで、この全体のことをやっているわけです。西郷からの外のことではありません。もちろんこの西郷を代表して私は言っているわけでありませぬ。

そういったことがありますので、いろいろ両者やることはやるということで、西郷の対応はうまくいくというふうにしなければなりませんので、そういうふうに行きます。

それから、今の対話集会に来ないという話ですか。（不規則発言あり）対話集会はいろいろ日程調整とかなんかは全然わかりませんでした、私は。あとで、やっているということはわかりましたけれども、あとはそういった事前の打ち合わせも特別何をしろということもありませんでした。ですから、やっぱり意思の疎通をしながらちゃんとやっていく必要があるというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、村長は対話集会、わからなかったなんて寝ぼけたことを言っているけれども、これだけの行動を起こすのに、村民にあれだけのチラシを配布し、区長を通じて連絡もしてやっているやつを、わかりませんなんて言うことは、こんなことは通用しませんよ。（不規則発言あり）うん、今ちょっと。

その対話集会にだって、村民からもろもろの要求が出されているんですよ。これからその要求を掲げて、また議会は行動を起こさなくちゃなんないんですよ。これは議

会が行動を起こす前に、本来ならば村長が西郷村の最高執行機関なんだから、村長が先頭に立ってこの行動を起こさなくちゃならないですよ。それを全然顔も見せない、一体何事なんですか、これは。できなければ村長やめなさいよ、そうすれば明日から別な村長が出てやるんですから。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いつもやめたほうがいいという話をされますが、私はやっぱり選挙で出てくるという、そういう負託に応えるために努力をしているわけでありまして、いろいろ言われても、それはそれでお聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 村長今ね、選挙で出てきたということを言っているのだが、我々だって選挙で出てきているんですよ。そんな、それを今村長が今までの経過を見れば何も村民のためにやっていない、やるべきことをやらなかったじゃないですか。村長がこういうふうによられたから、村民はこれだけの生活が守られるんだということ、その裏づけになることは何かあるんですか、それは。みんな働く場所がない、金がねえ、困った、この連続でずっと来たんじゃないですか。

そのときに、村長はここで働きなさいというようなことを一つだってやったことがあるんですか、これは。何もないですよ。何もないで、ただ村長としてほしいのは、毎月もらう80万円だけなんですよ。それしか村民は理解できませんよ。こんなことが今全村感情でいったら許されますか、こんなこと。（不規則発言あり）終わります。

○議長（鈴木宏始君） 答弁はいいですか。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番ですが、ちょっと確認にお聞きしておきたいことがありますので、お聞かせください。

我々議員は議員報酬、総額24万円、手取りで20万円切るときもありますが、少ないときだと18万円くらいの毎月の報酬でやっております。精いっぱい頑張っております。村長の給与が82万9,000円、そしてまた副村長が64万1,000円ということで、このほかに村長には寒冷地手当とか、それから通勤手当みたいな形の手当がついていると思うんですが、この手当についていかほどなのかということと。

あと、村長が1期4年間村長を終わると退職金というのがもらえるみたいなんですね。議会議員はこれ全然ありません。年金もありません。村長はこの退職金というものは1期4年間やると幾らもらえるのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 佐藤議員のご質疑にお答えする前に、ちょっと今詳しい数字を持っておりませんので、議長休憩を。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前10時21分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時28分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいま総務課長より、あと15分程度休憩が欲しいというふうなことでございますので、これより午前10時45分まで休憩いたします。

（午前10時28分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時45分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き議案第2号に対する質疑を続行します。

15番佐藤富男君の質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 質疑にお答えいたします。

まず、本俸でございますが、村長は年間945万6,000円、それから副村長は730万8,000円、それから通勤手当でございますが、村長はございません。副村長は月々6,400円で年間7万6,800円。それから寒冷地手当でございますが、村長は1万7,800円掛ける5か月で8万9,000円。副村長でございますが、1万200円月々、掛ける5か月で5万1,000円。期末手当でございますが、村長は年間276万4,715円。それから副村長は213万7,735円。合計で、村長の場合は1,230万9,715円、副村長は957万3,535円。

退職金でございますが、4年間務めた場合は、村長は1,614万3,020円、それから副村長の場合は、847万7,280円となります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村長の給与、年間で1,200万円ですか、それで4年間でやられて、退職金で1,600万円ですね。副村長で847万円の退職金ということで、議員は退職金、手当、そういうものは一切ありません。

また、寒冷地手当についても、これは昔薪代といって、寒い、ストーブも何もないところに、昔の古い役場ですと、風もびゅーびゅー入ると、寒いということで、その寒冷地手当をそうやったきたんですが、これはもう以前からこれをなくせということを議会で再三言っていたんですが、いまだ寒冷地手当、今暖房がきいていて、村庁舎は温かいんですけれども、もらっているということで、私もまたびっくりですね。

それから、村長は、議員は年金、この間なくなりましたけれども、村長は役場、市の職員をやられてこられて、また現在村長3期目ですか、村長が役場村長を3期でもしやめたときに、村長としての年金というのはあるのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

年金は、職員とそれから特別職としての期間と、それを全て通算で計算されるので、当然その中には村長としての分も含まれてきます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 議員はそういったことで、本当に退職金も年金もなくて、もう本当に私も平成23年の8月選挙で手取り20万円を割っていましたが、当時、18万円幾らだったですか。私もあの当時、原発事故の後で毎日とにかく仕事をぶん投げてこの1年半、私も頑張ってきましたけれども、議員にはね、そういう退職金とか年金はもうなくなってしまいました。

そういうことで、村の財政もどうなんだという、先ほど傍聴の方から村は金があっからということ言っていたんですが、これについてもまた後で詳しくお話ししたいと思えますけれども、今回の村長の5%の報酬カットというのが、何を基準にして下げて5%なのかわかりません。ほかの町村では10%、20%と本当に切っ

てやっております。そういう中で、白河市の議員は38万円以上もらっているらしいですね。西郷村18万円とすれば20万円近い差が、手取りで出てしまうのかなと思います。

そういうことで、一応傍聴の方々も、そういったことをわかった上でのいろいろ賛成反対も含めてと思ったものですから、お聞きしました。

以上で結構です。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第2号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手少数であります。

よって、議案第2号は原案が否決されました。

（「議長」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ただいま佐藤富男君ほか8名から、「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の動議が提出されました。

この動議は、2人以上の発議者がありますので、成立しました。

「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の動議を日程に追加

し、日程第2の次に追加日程第1として、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この動議を日程に追加し、日程第2の次に追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることは可決されました。

◎追加議案の上程(発議第1号)

○議長(鈴木宏始君) 追加日程第1「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の動議を議題にします。

動議文書を配付します。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩いたします。

(午前10時53分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前10時55分)

○議長(鈴木宏始君) 文書の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 配付漏れなしと認めます。

◎提案理由の説明

○議長(鈴木宏始君) それでは、動議の内容の説明を求めます。

15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) 15番ですが、「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、これを上記議案を、別紙のとおり西郷村議会会議規則第14条の規定により提出しますということでございます。

※発言取り消しあり

今回の条例改正の中身についてでございますが、この裏面にあるとおり、別表第3項中82万9,000円を58万1,000円に、78万8,000円を55万2,000円に、64万1,000円を44万9,000円に、60万8,900円を42万7,000円に改めるということでございまして、別表中82万9,000円を58万1,000円に、64万1,000円を44万9,000円に改める。

この条例は、平成25年4月1日から施行するという内容で、村長、助役等の給与を30%余り削減するという条例でございます。

この条例を出すに当たりまして、私は非常に苦しい思いであります。我が村の我が村長の給与を議会みずからが議員が上程しなきゃならないということは、非常に肩の荷も重いし、本当に身の締まる思いでありますし、またこれをすることによって、私は一身に ※発言取り消しあり ご批判を受けると思います。しかし、私はご批判を受けても、その軸足がどこにあるか、これは軸足は私は身の回りの利害関係者、友人知人ではなくて、広く西郷村民にとっていいのか悪いのかという観点から、私はこの議案を提出しました。

と申しますのも、通常の場合であれば、こういうことをしませんが、今回は命にかかわる問題を村長がいわゆる放置したということも含めて、まさに今西郷村政には法律がない、地方自治法がない、憲法もなければ規則もない、そういうそのいわゆる暴走された村政が行われているというふうに私は思っております。

まず、提案理由の概略を説明申し上げます。

提案理由ですが、西郷村長である佐藤正博氏が代表取締役並びに取締役を務めてこられた西郷観光株式会社は、指定管理制度の導入以来、平成18年ですか、西郷村との「家族旅行村の管理に関する基本協定書」に基づき、通称「家族旅行村キョロロン村」の指定管理業務の協定を締結してまいりました。

平成24年第3回定例会において、地方自治法第100条に基づく「家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会」が設置されまして平成24年第4回定例会において、調査特別委員長より調査結果が報告されたところであります。

調査委員長の報告によれば、西郷観光株式会社は、西郷村に対し偽りの指定管理業務報告書を出し続けるなど、長期にわたって不正な業務を行い、多額な不当利益を得てきたことが元社員などの証言から判明したとして、西郷村に対し西郷観光株式会社が不当に得た指定管理料、いわゆるこれは税金ですね、村民のお金です、不当に得た指定管理料の返還と西郷観光株式会社の指定管理の取り消しを求めたものであります。

しかしながら、西郷村長でありながら、また西郷観光株式会社の取締役である佐藤正博氏は、委員長報告並びに議会の議決を無視し、何らここまで一切の対応をとってきておりません。

これは明らかに村長の不作為行為であり、この不作為行為によって村民がこうむった不利益は大きな額にのぼっております。また、地方公共団体の請求権は5年で時効が参って、5年が経ちますと全て不納欠損になってしまう、こういう中で、本当に一刻も早く村民の税金を守るために、村長が対応しなければならなかった。しかしながら、一切この問題については、村長は動かず、行動せず、議会に報告せずという、まず議会を軽視した態度をとり続けております。

これは明らかに村長の不作為行為であり、この不作為によって村民がこうむった不利益は大きな額であるとともに、時効に対する問題も看過できない。

この際、佐藤村長は、この失われた村民の貴重な血税をみずからの給与をもって補填すべきであると考えます。

よって、ここに「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を賛成議員と連署の上、提出するものであるということが、大まかな理由でございます。

先日、私は西郷村の出先機関でありますジャスコの行政サービスセンターですか、行ってまいりました。いつも申し上げますが、そのときに私の隣に3歳くらいの女の子の子どもを手を引いて、背中に1歳にも満たない子どもをおぶって、奥様が納税に来ておられました。私のすぐ隣でした。そうしますと、その方はおもむろに財布からは、自分の財布を広げまして、そこから2万何がしかの税金をお支払いされておりました。税金ですかと、そうです、大変ですねと聞いたら、大変です。2万円の税金は本当に私も大変だと思います。そうやって今村民の方々の貴重な血税によって、この村が運営され、行われているわけであります。

ですから、我々議会議員は、その貴重な村民の税金が本当に無駄に使われていないとか、最少の経費で最大の効果を上げているとか、いわゆるこれは村長派の議員だから何でも賛成なんだと、質疑もしなければ一般質問をしても形式どおりやればいいんだというんじゃないくて、我々議会議員に与えられたのは、そういう納税者の立場に立って、その納税者の方々に納得してもらえるような説明責任を果たせるような態度で、この議会議員としてのやっぱり檀上に立たなければならない、これが私は議員の役目だろうと思います。

そういう中で、毎年毎年6,000万円も7,000万円も、西郷観光株式会社に対するいわゆる公費の投入、それはそれでいいでしょう。しかし、その投入についても、いかに効率的にいかに低く抑え、そしてまた利用される方々にとって、よりサービス向上するかということも、常日頃から毎日本当に努力し、勉強をしていかなきゃならないと。それが全くなされないままに、いわゆるざるのごとく村長は自分のお金のように思っていますでしょうけれども、それは全く公私混同であって、村のお金は佐藤正博村長のお金じゃないんです。納税者の方々のお金なんです。だから、納税者の方々に絶対に背を向けない、そして絶対に説明できるという態度でそのお金を使わなきゃならない。それが現在西郷観光株式会社、議会、いわゆる村民の最高議決機関、村民の代表者でやる、その議会において、議会はこのお金を返していただきなさい、そして嘘のいわゆる業務報告書をずっと書き続けて、そしてそれによってお金をせしめてきた。当然これ返してもらわなきゃいけないお金が返しなさいというのが、村民の代表者であるこの議会の議決なんです。

そのことを一切村長が弁明もしないし、説明責任もやらないし、何もやらないでここまで来ている。だから、我々は怒るんです。じゃ、議会は要らないんじゃないですか。村長一人に任せてもいいんですかと。そしてまた、実際にこの村にも監査委員、議会選出の監査委員も置かなきゃならないんです。地方自治法で決まっているんです。ところがこの1年7か月の間、村長の都合のいい監査委員だけ置いておいて、議会の監査委員もまだ選出しない、選ばない。どういうわけでそのように、その我々が監査することを、地方自治法で決まっているものをなぜ置かないんですか、置こうとしないんですか。それは議会の同意を得るわけですから、議会の方々と真摯的に話し合い

をして、一刻も早くお互いの協力を得ながら、同意を得ながら置くという姿勢が必要なんです。それが一切村長の独断で、自分の気に入らないものは認めない、そういった姿勢で議会には一切相談しないで、自分の出したものがだめなら一切置かない、これはまさに公私混同も甚だしい。行政の私物化、これはまさに私はそうだと思います。

それから、私が一番今回村長の報酬をその30%削減するために勇気を持ってなぜ提案したか。それは、西郷村原発事故賠償審査会のいわゆる設置をしないということなんです。平成24年の3月定例議会で、いわゆる西郷村の子どもたちを守る、また村民の方々が今本当に田んぼに行っても畑に行っても山に行っても食べられますか。田んぼもだめ、畑のものもだめ、柿の木もだめ、干し柿もできない、こういった問題について、村がかわりにこういった審査会をつくって、その方々の身になって弁護士さんを頼み、みんなの力を得て、そして住民の皆様方のそういった賠償を代わりにしてあげなさいというための審査会なんです。

これを議会は全会一致で昨年3月に決めたんです。ところがこれも1年半になりますが、一切村長は今回の議会にも予算は上程もしないし、議会に説明責任もしないし、何もしないで放り投げておく。しかし、皆さん、このことが私は命にかかわる問題でなければいい、何でもいいんです。

しかし、先日西郷村のほうに福島県から、いわゆる子どもたちの甲状腺検査の結果がまいました。その甲状腺検査の結果がどうだったんだということですね。3,400人からの子どもたち、ゼロ歳から18歳まで、甲状腺検査をして、その中の1,404人の方にのう胞が確認されたんです。そして、5ミリ以上のいわゆるしこり、これから恐らく4月になったら福島医大へ行くんでしょ。行ってここに穴をあけて、そこに今度細胞をとって、それが良性か悪性か調べるらしいですね。これが27名いるんです、村内に。5ミリ以下の子どもたちが15人いるんです。合計42名のしこりのある子どもたちが西郷村から出てしまったんです。

国や環境省のお話ですと、そんなの別にほかの県でもあるから当たり前だと言うかもしれない。しかし、我が子を持つ、自分の孫を持つおじいちゃん、おばあちゃんが、だからそうですか、何でもないんですねと安心できますか。これはまだ原発のせいではないとは言っても、やはりこれはまだまだわからない。だから、そういうものに対してもしっかりと対策を練って、賠償してもらおう、そしてその支援策をつくってもらおうための、その西郷村原子力災害に関する賠償審査会、これを昨年3月に立ち上げたの。それが全く今までも放置されている。これは本当に村長の不作為です。（不規則発言あり）その不作為というのは何なんだということなんです。

憲法にあります。立法の不作為と言って、憲法上、国が法律を制定すべきところを、その義務を怠り、そのために国民に損害を与えたことを言うというんです。不作為は不作為によって実現させる犯罪を言う。いわゆる当然状況を見て、その状況に対応したことをやはり国がしなきゃならないものをしなかったと、法律をつくるべきものをつくらなかったということだけで犯罪なんです。

西郷村も、平成23年3月12日の東京電力の原発事故によって、本当に村内に多

くのヨウ素やセシウム、ストロンチウムがまき散らされました。そのときに私は3月12日、家族そろって一斉にマスクをし、家の窓々の戸は全部テープを張って、そして換気扇は全部閉めてテープを張って、そして、表へ外出するときには、全部ジャンパーを着て、フードをかけてマスクをして出ました。3月12日からです。飲み物は全部私はコンビニから買ってきて、そういったミネラル水を飲みました。私の息子の嫁さんも、まだ妊娠中だったものですからなおさらそうです。

あの厳しい3月14、15日に3号機が爆発して、14、15、16日に西郷村内に8マイクロシーベルトから10マイクロシーベルトもの大変ないわゆる放射線が降り注いだときに、子どもたちはテニスの練習をやったり、スポーツ少年団の野球の練習をやっていたの。その子どもたちが今そういった甲状腺の、いわゆるしこりとかのう胞になってきている可能性だって、かなり高いんじゃないかと私は見ているんです。

これこそ私は不作為だと思う。村長があおのときに、いち早く原発事故の恐ろしさをわかれば、やはり自分の子ども、孫がもう12日の段階で東京へ避難したんですよ、村長のお孫さんは。お母さんと一緒に。それは正解なんです。だから、西郷村内の子どもたちにも野球の練習をやめなさい、テニスの練習をやめなさいと言って、そんな被ばくを防ぐべきだったんですよ。そしてそれを平気でやらせた。

だから、私は村長として本当に自分の孫もかわいいんだから、西郷村の子どもたちだってかわいいでしょう。そのことがあれば、やはり私は長として教育委員会を全部招集し、議会の議員も全部呼ばって、3月13日ごろにはこの議場で、今後の対策を議会議員と一緒にやろうということを号令をかけて対策室をつくって、教育長に子どもたちは一切表に出すなど、そういった指示ができたわけなんですよ。

自分の孫だけは東京へ避難していて、西郷村の子どもたちは野球練習やテニスやらせておくというのは、これはまさに私は不作為行為以外の何物でもないと思いますよ。

そして、これ実は新聞なんです。これは昨日3月18日に民報新聞に出たんですが、涙の訴え広がるということで出ています。いわゆる子どもたちの運動会の問題なんです。西郷村は平成23年の春の運動会、小田倉小学校、熊小はやらせました。特に小田倉小学校は強制的にやらせたような話をしていますが、聞いています。このときに、この「ベクレルの嘆き」という中に書いてあります。

この数値、いわゆる年間総積算放射線量が20ミリシーベルトを、乳児、幼児、小学生に求めることは、学問上の見地からのみならず、私のヒューマニズムからも受け入れられないというふうに、小佐古さんという方が言っているんですね。この方はどういう方かという、平成23年4月29日、首相の菅直人らの肝いりで、内閣官房参与に任命された東大教授の小佐古敏荘さんというんですか——が東京都内で記者会見し、涙ながらに県内の小学校の校庭利用の目安を厳格化するよう訴えたというんです。

そのときの厳格化でなぜ涙を流したか、この理由です。文部科学省が年間積算線量20ミリシーベルトを上限に、福島県内の小学校の校庭利用の目安を毎時3.8マイ

クロシーベルトと算出した。これをもとにして西郷村の教育長はこのあたりの運動会を実施させたんですね。そちらも20ミリシーベルトなのに、避難の目安となるのは、いわゆる避難の目安の年間線量が20ミリシーベルト、運動会やってもいいですよというのが20ミリシーベルト、こんなことが行われたんですね。そちらも20ミリシーベルトなのに、避難の目安と校庭利用の目安を一緒にしていいのかと、こういうことで多くの県民が理解に苦しんだというんですね。

こういう中で、西郷村の子どもたちは今まで放置されてきたというか、それで守られてきたのかと思うと、私は守られてきたとは思いません。

今、年間1ミリシーベルト、表の放射線量0.23マイクロシーベルトが一応目標値、0.23マイクロシーベルトですよ。そのとき3.8マイクロシーベルトで運動会をやったんですよ、半袖で、半ズボンで、教育委員会が。

私は、こういう問題もあって村長は私は不作為だと言わざるを得ないんです。強く私はこの問題では、村長の姿勢には怒りを覚えます。何も知らない子どもたちが親を信じて、教育委員会を信じて運動会をやったわけですから、その我々がやってきて、結果として今3,400人の中で1,400人もの子にのう胞がある。1個じゃないですよ。多いかたは5つも6つも10個もあるそうですね、のう胞というのは。それからしこりがある方が42人いる。これもこれから病院に行って穴をあけてとって細胞を見ると。子どもたちにそんなことをさせなきゃならないんですよ。

だから、子どもたちを守るためには、村長派とか反村長派じゃないんです。違うんですよ、これ。子どもを守るという村民の気持ちを一つにしなきゃならないんです。それを村長は野党だから聞くな、佐藤富男の出した議案だからやんねえと。何でこの原発の村民のですよ、例えば賠償審査会をつくって村民はどのような不利益があるんですか。

先日の2月21日に福田弁護士が、福島の子どものたちを守る法律家ネットワークの副代表、福田健治先生が言いました。私が去年の3月の定例議会で、その村民のための賠償審査会を条例をつくりましたと言ったら、感銘を受けましたと、よかったですと、ぜひ頑張って立ち上げてくれと言いました。ところが村長は一切立ち上げない。それでいいんですか、村長。村民を守る方がそれでいいんでしょうか。それでいいのなら私も今後一切、もう原発問題についての特別委員会をやりません。私はただ選挙で、やっぱり去年の23年8月の選挙のときに一生懸命に歩きました。

そして、告示になってから子どもを連れてきた若いお母さん、おんぶして子ども3人です。そして私に涙ながらに、子どもたちを守ってください、本当に手を取って言いました。東高山のお父さんは、あそこを見てくれと、こんな子どもが2人もいるんだと、何とか守ってくれと。大平に行きました。そしたら昔議長さん、今の宏始先生、一生懸命に応援したご夫婦ですよ。何とか孫を助けてくれと言いました。

だから、この放射能の問題は、安全とか安心と言う前に、安全であればなおのこと、とうにわかったとしても、とにかく野党とか与党とか、そんなもう次元じゃないんですよ、守っていくことは。そのことをやんなきゃなんないのに、なぜ村長がこのいわ

ゆる西郷村の原発の賠償審査会を立ち上げないんだと。予算も計上しないで、許せないです、こんなことは。

私は、今回の監査委員も本当に置かないで、時分の都合のいいような行政運営をしていて、そしてそのいわゆる西郷観光の社員の方々がやっていません、買っていません、お金がかかっていないんじゃないですかといいながら、うんといいい内部告発的なものを言われて、本当に不正が明るみに出たんです。それだっていいんだと言うんです。村長のお金ならいいですよ。村民の税金なんですよ。貴重な税金なんですよ。

だから、村長がそれでいいのなら、村民全員に問題ないんですとはっきり釈明して説明責任を果たすべきなんですよ。私が言っていることが間違っているのか、例えば除草剤、施肥、肥料代、これは年間で85万円あったんです、毎年。肥料代とあと除草剤なんです。それを買ってまいってくださいという85万円の予算があったんです。ずっとです。それを従業員に聞いたら、いや、買っていません、やっていません。お金は、いや、やったようにしてもらいました。これ堂々と言われているんですよ。このお金を返してもらわなければならないでしょう。仕様書にあって、積算をしてきて、このためのお金ですと渡しているんですから、やんなかったら返してもらわなければならない。85万円、5年間なら幾らなんですか。おおむね500万円でしょう。全部税金です。

先ほど言ったジャスコで2万円、3万円の税金を払う方々の気持ちを考えたら、ここで我々黙ってはいられないですよ、正直言って。（不規則発言あり）

だから、私はここでね、村長はこういったもろもろのことを含めると、私は議会人として、ここまで議会の全てのことを軽視して、議会をないがしろにしてきた。この責任は我々議会ができる、これしかないんです。村長に対して、執行者に対して議会ができること、対抗することはこれしかないんです。だから、村長には議会というものはいかにいうものもこういう権限もあるし、村民の代表者の集まりだということ認識していただきたいんです。そうしなかったら、村民の方々、議会議員を選挙で選ぶときに、何で議会議員が選ぶんですか。議会要らないでしょう、こうだったら。村長を白紙委任するんなら要らないです。こんな政治を行政をやっていたら、村民不在、議会不在、そして何も年中ですよ、またプールができなくなった。あれは議会が反対したからだ。あれ、できなくなった。議会が反対したからだ、みんな議会のせいにして、自分の責任じゃないと。

行政執行というのは、執行できなかつたら議会じゃないんです。執行者の責任なんですよ。そういうやっぱり詭弁を使ったり言い逃れでやったんでは、絶対まともな行政にならない。私はそういうことで、たとえ ※発言取り消しあり 村長を信ずる方々から、たとえ私は非難されても結構です。村民の立場に立てば、当然そういった不作為行為によって村民の方々が不利益を被ったんですから、これは当然村長にはその責任は償ってもらわなければならない。いいですか、皆さん。

日本の総理大臣、菅総理が原発事故であんな不手際をして責任とりましたか。安全委員会の皆さん、責任とったんですか。規制委員会とったんですか。誰もとらないでしょう。とるのはみんな住民なんですよ、ツケが来て。だからやっぱりその責任は行

政がとるといふ、こういったことを決めていかないと、村長も本気になって責任ある行政もできない、住民に対するサービスも低下する。これはあえて私は批判覚悟で提出しました。どうか賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 説明が終わりました。

◎発議第1号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） この動議に対する質疑を許します。

6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 6番仁平です。

この「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」に対しては反対討論をいたします。

○議長（鈴木宏始君） 討論ではない、質疑です。

○6番（仁平喜代治君） 質疑します。

これは、この件に対して家族旅行村の件に対しまして、村長は不作為行為があったと申されますが、これは100条委員会で告発されて、司法のほうに委ねられたということで、明らかになっておりませんので、この条例は時期尚早ではないかな。明らかになった点で、もしも村に重大な損害を与えたとか、そういうような不作為行為があったならばあれなんです、今の時点ではそういう司法に委ねられておりますので、時期尚早でありますので、反対討論とします。

○議長（鈴木宏始君） 討論じゃない、質疑です。

○6番（仁平喜代治君） 質疑とします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 仁平さん、もっと勉強してください。いいですか、今告発されてきて、決まらないからと言いましたよね。これは全く次元の違う問題なんです。

100条委員会でいわゆるやってきた調査をしてきたことと、それから村長が100条委員会で虚偽の証言をしたという問題は、全く別問題なんです。

いわゆる、いいですか、例えば85万円の肥料、肥料と除草剤分、これについて例えばそれをやらなかった、使わなかった。だから犯罪だという問題は関係ないんです、今回の偽証の問題は。そのことが今回のあとごちゃまぜになってはいますが、でもそれ、仁平さん、勉強してもらわないと違いますから、よく100条委員会の100条の事務局のほうに相談してください。違いますから。

○議長（鈴木宏始君） 6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 家族旅行村の告発については虚偽があったと、どこが虚偽だったんだと。それはその芝草を刈った、草を刈ったやつが運んだところになかったと。私はあったと申しておりました。だから、100条委員会では虚偽ではないと私は言いました。

ですから、その件に対しては、私はあくまでも虚偽ではないと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 全然話が違うんですね。今はいわゆる村長等の給与の改正に

ついて私は30%、やっぱり下げるべきだと、もろもろの観点から言って。それをだから虚偽か虚偽でないかというのは、今それは検察庁のほうに行っていますから、検察官がこれから調べて、それはやることでしょう。検察官が虚偽でなければ、それは虚偽じゃないでいいじゃないですか。虚偽と言えば虚偽でしょうし。だから、そのこととこの問題とは全く次元の違う話です。

だから、反対、賛成は結構ですけれども、ただ、今言ったようにその司法に行っているから時期尚早だとか何かだとか、だったら、そういう司法に逆に言えば告発されている行政に村の公金を扱わせる、指定管理を頼むこと自体が問題じゃないですか。

○議長（鈴木宏始君） 6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） あくまでも司法に委ねられたんだから、はっきりした時点で村にその不作為行為があったとか、そういうものが……（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） ちょっと待ってください。もう少し発言があるのなら。

○6番（仁平喜代治君） いや、そういう不作為行為があったとか、そういうものが明らかになったならば、それは条例の改正もあれだかとは思いますが、まだ司法の立場で明らかになっていないので、今そういうことは考えるべきじゃないと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私はですね、結局芝生があったからないから、その村長給料をこうしてこうしていると、私は言っているわけじゃないです。

いわゆる一番原因は、そういうその村長がですよ、自分が村長という立場で仕事を西郷観光株式会社に発注をして、その発注された仕事を自分、村長が元社長ですから、自分が受け取ってきたわけですよ。自分が出して自分が受け取った。そこに双方代理というんですかね、やってきて、それだってもう本当は違反なんです。そういう中で、やってきたことについて、一切正しかつたと認めない、説明もしない、そして結果として社員の方々は85万円なんていうお金、買っていませんよ、やっていませんよとはっきり言っているんです。芝刈りもそうです。言うほど芝刈りをやっていません。500万円からの仕事で、30万円ぐらいじゃないですか、実際にやったのは。そういうことを言っている社員もいるんですよ。

だったら、そのことについてきちんと村長は調査をして調べて、その中で精査をして、村に返してもらうべき金があれば返してもらうような精査をなささいというのが、委員長の仕事だったんです、報告だったんです。それを一切やらないというのは、議会や100条委員会を何と思われたんですか。あれは一生懸命半年もかけてやったでしょう。半年間特別委員会をつくってやったでしょう。1年間やったでしょう。これに対して茶番だと言うんですよ、村長は茶番だと。それで終わりですよ。じゃ、もう議会要らないんじゃないですか。

だから、私はそういう村長の態度で、監査委員も置かないで自分の都合いいものだけは置いておいて、監査委員もですよ、それしか置かないでやってきて、村政運営なんていうのは、こんなものは全国の例を見ても西郷ぐらいしかないですよ、こういう行政運営は。

だから、そのこともありますし、また、子どもたちのいわゆる守る、村民を守るといふ部分の賠償問題について、いいですか、これはちょっとね、仁平さんもわかっていのかどうかわかりませんが、こういうことなんです。

村民の方々、あと1年間でもう賠償できませんからと、いいですか、不法行為による損害賠償請求権の期間の制限というのがあるんです。民法724条ですね。不法行為による損害賠償の請求権は、被害者、またはその法定代理人が損害及び加害者を知ったときから、3年間行使しないときは、時効によって消滅するとなっているんです。これは不法行為って何なんだということですね。

不法行為とは、あるものが他人の権利ないし利益を違法に侵害する行為又その場合に、加害者に対して被害者の損害を賠償すべき債務を負わせる制度である。この中には、精神的な損害とか財産的損害があります。これがいわゆる今東京電力が行っている賠償なんです。これがあと1年で請求しないと、村民の権利はなくなってしまうですよというんです。

だから、私は急いで去年の3月定例議会で、この条例をつくったときに言ったでしょう。村民一人一人がこの損害賠償をできるわけないし、書けるわけないでしょう。だから、この審査会をつくって、この審査会に弁護士さんとかを置いて、そしてその中で、その損害賠償についての文言を書いていただいて、村民の皆さん方にはただ署名すればいいんだと、そうすればこの3年間の時効は消滅しますよということを私はするために、そういう審査会を立ち上げて、村民の方々を守ってくださいよということだったんですよ。

それを一切この1年何か月もですよ、やるもやらないも言わないし、ただ待っている、待っているで1年何か月もほっぽり投げておく。これこそ不作為行為でしょう。これによっても村民が損害をこうむったら、村長は賠償するんですか。3月12日からあれだけの8マイクロ、10マイクロのものでセシウム、ストロンチウムをまいているときに運動会をやらせた。そして子どもたちにテニスやらせた、野球やらせた。これこそ本当に不作為行為であって、もし子どもたちからなぜ教育委員会、村長はそのことを例えば連絡してくれなかったと言われたら、これは不作為行為で損害賠償をされてもおかしくないですよ、これ、場合によっては。

だから、早くこういうのをやって、村民が不利益をこうむる問題があれば、私はやらないけれども、やった村民がプラスになったってマイナスはないと思うんですよ。お金がかかるものじゃないでしょう、そんなに。1億円も2億円もかかれば別だけれども、ましてやこれ表で見たらばたった6,500円の日当ですよ。その辺の都市計画審議会、何とかの審議会、集まると同じですよ。どこかの健全育成何とかかんとか会、あつまると年額2万円もらえるんですか。あれは何ですかね、交通安全関係ですかね、わからないけれども、調べてありましたけれども、そういうふうなものも2万円ずつでしょう。だったらばそのことよりも、この問題のほうが大事でしょうと。そっちのほうが大事でしょうと。それをやらないのは、子どもたちの命にかかわる村民の財産、生命にかかわる問題をやらないから、私は怒っているんです。どうやって子ど

もたちを守っていくんですか。そういうことです。

- 議長（鈴木宏始君） 6番仁平喜代治君。
- 6番（仁平喜代治君） 損害賠償請求も、それは放射能特別委員会で今後も協議していけばいいと思うんですが、先ほど言われた代表監査委員、何で置かないんだと。
- 15番（佐藤富男君） 代表じゃない、議会選出の監査委員。
- 6番（仁平喜代治君） 議会選出の、じゃ、何で否決したんですか。監査委員を人事案件で村長が出したときに、徳田氏を。
- 議長（鈴木宏始君） これは今のこの議案に……
- 15番（佐藤富男君） そのことで言ってもいいですけども、言っちゃったらこれは徳田進さんのほうの名誉にかかわる問題が出てきますよ。だから、私は言わないほうがいいと思います、この問題については。
- 議長（鈴木宏始君） 今の議題には……
- 15番（佐藤富男君） これは私は徳田さんの名誉のためにも言わないほうがいいと思います。
- 議長（鈴木宏始君） ちょっと15番、6番の議員に申し上げますけれども、今質疑の途中です。この追加日程で出された議案をやっているんで、その議題外にわたるのは控えていただきたいと思います。
- 6番（仁平喜代治君） じゃ、終わります。
- 議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

10番白岩征治君。

- 10番（白岩征治君） 「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について今提案者から趣旨説明がございました。

大変長い説明でございましたが、私はここに書かれている提出議案の条例のこの趣旨説明だけで私はいいような感じをいたしました。何かちょっと趣旨説明が、放射能からいろんな面のほうに進んでいきましたので、その点について議長のほうに議事進行しておきたいと思います。

それからもう一点といたしまして、今この趣旨説明の中で100条委員会についての問題がございまして、先ほど6番議員の仁平議員からありましたように、特別委員会としては告発をするということで、現在今告発中であります。

そういう中で、まだ私も特別委員会の中に入ってございまして、その経過が私も全然わかっていない。これは議長が提出したわけでございますので、それらについてちょっとご説明のほうをしていただければ大変ありがたいなと、そんなふうに思いますので、議事進行いたします。

◎休憩の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前11時39分）

◎再開の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午前 11 時 41 分)

○議長（鈴木宏始君） ただいま 10 番白岩征治君より議事進行について 2 点、議長にお尋ねがございましたので、お答えをいたします。

1 点は、先ほどの提案理由の説明について、長いのではないかと、提案理由として文書に書かれているだけでよかったのではないかというふうなお話でございました。

私としては、通常執行部提案と違って、議員提案でございまして。必死に訴えようというふうな提案者のそういった言動が見てとれて、少し長いからとめようかなとも思ったときもあったんですが、だけれども、やはり真意を十分に伝えるようにしなくてはならないのではなかろうかと。その当時、聞きながら私はそのように判断しましたので、ご理解いただきたいと思っております。

それともう一点、100 条の結果を告発しているけれども、議長がその告発した後、どのような経緯になっているのか説明をしろというふうなお尋ねであったと思いますが、このことについては現在私自身も検察庁とか、そういったところから何のお話も伺っておりませんので、全くわからないとお答えするしかございません。ご了解ください。

ほかに質疑ありますか。（不規則発言あり）

ただいま 4 番藤田節夫君が、所用のため若干退席するというので、退席をいたしました。（不規則発言あり）

ちょっとこれほかに質疑はありますか。

ある。じゃ、休憩して午後からにします。（不規則発言あり）

それでは質疑を認めます。

10 番白岩征治君。

○10 番（白岩征治君） 1 点だけ質疑をしたいと思っております。

「村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 31 年西郷村議会第 13 号）」の一部を次のように改正するというので、我々議員に提出されました。

この村長の月額 82 万 9,000 円を 58 万 1,000 円というようなのがございまして、このパーセントにしては 30% の軽減ということでございまして、この 30% という数字は、これはどこから出てきたのか、その辺についてちょっとお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 15 番佐藤富男君。

○15 番（佐藤富男君） 正直申し上げまして、キョロロン村、いわゆる家族旅行村で村民の方々が失ったお金は私は、私の試算ですよ、試算では数千万円になると思っております。長年、7 年ですから。

私は最初、村長責任として村長が発注者であり、村長が社長をやってそういったものをつくってきたわけですから、西郷観光の。だから私は 50% 削減すべきだと、私は逆にそのように主張したんです。ところが、我々同僚議員の中から、50% ではちょっと気の毒だと。30% にしたらどうかということもあって、私もそこで妥協して 30% にしたと。それだって実際に村民のこうむった金額にすれば、とてもとても足

りるものではありませんが、そういうことで私は本来は50%だったけれども、同僚議員さんに話したところ30%がいいだろうというふうに言われましたので、そのようにしました。

○議長（鈴木宏始君） 10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） その理由はよくわかりましたが、村長は非常勤であって、常勤と言っていいのか、本当に365日責任のある大変重大な責務を持っております。そういう中で、本当に夜昼なく、火事になれば夜でも出ていかななくてはならないという大変な、我々に見えないような苦勞もなされていると思います。

ただ、先ほどの100条委員会の中で、虚偽があったというようなことで、村民に大変な損害を与えたということが、今の提案理由で……（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 10番の発言中なので。

○10番（白岩征治君） そのような結果で100条委員会の中でも、そのような問題がございまして、告発したというような現況でございます。

先ほど6番議員からありましたように、やはり今は提訴中で、提訴というか告発中で、今議長からも明確な報告が来ていないということでございますので、それとこれは別に切り離して考えていくべきものではないのかなと、そんなふうに思います。

そういう中で、私はこの30%はあまりにも重過ぎる減額ではないのかなと、そんなふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 勘違いされると困るんですけども、私は偽証の告発があったから村長の給与を下げろとは言っていません。これは昨年の12月定例議会で、いわゆる100条委員会の委員長が、また我々議会100条委員が、みんなで考えて知恵を出して出した報告書ですね。この報告書の中に、このような文言があるんですね。

これらの指定管理費の金額の返還の精査ということで入っております。返還額がどの程度になるかは、指定管理者の西郷観光株式会社作業日報を記していないという初歩的な義務を果たしていないこと。また、家族旅行村指定管理にかかわる元帳、金銭出納帳を有しておらず、ずさんな会計処理をしていたこと。当委員会の調査期間が短く、細部にわたる精査には至らなかった。村は仕様書に基づく事業の成果についての程度勘定したかを精査し、その割合に応じた返還金を求めなくてはならないと言っているんです、委員会です。ね。

この問題について、村長は一切その精査もしなければ、議会に対しての報告もしないと。そしてその私の試算によれば、もう数千万円になるだろうと思いますし、また、社員の話を聞くと、明らかに除草剤も肥料も買っていませんし、やっていません。その肥料をまいてあるような写真があったけれども、これはそういうふうにやってくれと言われてまいた振りをしたところを写真撮られたただけだと言っているんですよ。そういうことがあるから、きちんと精査をして、返すべきものは返してもらいなさいと言っていることなんです。ね。

だから、別に偽証罪の問題が云々ではありませんので、それはご理解賜りたいと思

います。

○議長（鈴木宏始君） 10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） 今ご説明がありました。その肥料と農薬を買っていないということで、100条委員会の中で西郷観光株式会社の上長からの尋問を聞きましたときには、85万円の中で除草剤と肥料は多少なり買っていますと。そういう中で、その残った分は草刈りのほうの手間のほうに回しているというようなことで、そのねころんぼ広場の草刈りが年5回というようなことで、年間5回ではとてもみすぼらしくてしようがないということで、12回ほど刈りましたと。そちらのほうにお金を回していたというようなお話がございました。それでも残った金は、西郷観光株式会社の通帳のほうに入れておきましたと、利益として入れていましたというようなことでございましたので、あえてこの問題はなかったのかなと私は思うんですけども、やはりこれは委員会で決まったことでございますので、それはそれなりの承認はしましたんですけども、やはりここでこの村長の賞与とこれがちょっとあまりにも、何ていうのかね、食い違いがあるのかなと、私はそんなふうに思いましたので、質疑をさせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 一言だけ申し上げます。

私も恥ずべきことをあえて申し上げます。

以前私も若いころ、いろいろな問題があつて、議会を騒がせたことがありました。そのときに私は1年間自分の給料を削減して、それを子どもの交通遺児激励金に回してほしいとお願いして、今やれば違反でしょうけれども、当時はなくて、鈴木平作村長にお願いして、私は自分の給与、当時は少なく、鈴木平作村長にお願いして、私は自分の給与を削減して、それを交通遺児激励金に回しました。それは私のできる責任の取り方、ある部分ありました。その新聞記事が出まして、新聞記事は今鈴木平作村長の財布の中に今でも大事にしまつてあります。この間、見せてもらいましたけれども。

だから、私は私なりにそうやった。村長もそういうふうに、やはり村民の方々に対して、そういう疑問を持たれたり、まして議会から告発されるという、こういう不祥事があれば、それなりに責任をとるということは、いかなる理由があつたとしても私は必要だと思います。

その告発が議会のいわゆる過半数、いわゆる議会制民主主義の中で、それがそういうふうに可決されたわけですから、村長は真摯にその議会の議決というものも受けとめる必要があつたと私は思います。

そういう意味で、私は村長に幾らかでも村民の税金をもとに戻してもらおうと、これが議会の議員としてできる手段はこれしかないんです。村長に請求書回してはいけません。議会議員としての合法的な手段はこれしかない、権限はこれしかないので、この権限を今回使わせてもらったということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

あと一言、村長が事前にですよ、あれからもう3か月以上過ぎているわけですから、我々にその方法、どうしたらいいだろうという責任の取り方、今後の方法について相談があればまた別だと思えますけれども、そういった話も一切ありませんでした。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君が着席しました。

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

（「休憩」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） これだけやっちゃったら。（不規則発言あり）午後一番で、討論は。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君が着席をいたしました。

15番佐藤富男君より、発言を求められておりますので、これを許します。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 字句訂正をお願いしたいと思います。

単純ミスなのですが、「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の2ページ目なのですが、附則第3項中から始まって、44万9,000円に60万8,000円をとありますが、60万9,000円に改めていただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、追加日程第1「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の質疑等の途中でございますけれども、続行いたします。

これより討論を行います。

7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 反対討論です。

「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について反対討論を行います。

村長は、村民のため24時間勤務と同じ状態で働いていると思います。理由についてでございますが、土曜、日曜、祭日にもかかわらず、村のためにご尽力していることによりまして、反対討論といたします。

○議長（鈴木宏始君） 次に、賛成討論はございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

追加日程第1「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

◎議案第3号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第3、議案第3号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第3号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第4、議案第4号に対する質疑を許します。

4番藤田節夫君。

○4番(藤田節夫君) 4番、藤田です。

議案第4号に対して質疑を行います。

まずはじめに、今回の提案理由の中身ですけれども、今全期前納報奨制度は、固定資産税と村県民税が報奨制で行われているわけですけれども、なぜ今回固定資産税を抜きに、村県民税だけをしたのか、その辺、まずお伺いします。

○議長(鈴木宏始君) 税務課長。

○税務課長(金田昭二君) 4番藤田議員のご質疑にお答えします。

今回の税条例の改正の中で、全期前納報奨金についてのご質疑でございますが、村県民税については、現在特別徴収と年金からの徴収、さらには通常の普通徴収で3通りの方法がございます。

この全期前納報奨金の対象になるものが、普通徴収によるもののみでございますが、通常会社等に勤務されて給与から源泉徴収されている方には、報奨金の対象とはなっておりません。

それで、現在24年度の実績で申し上げますと、対象が大体9,500名、村民税の納付該当者がございますが、そのうち1,000名程度がこの全期前納報奨金で全

期分を納付していただいていると……（不規則発言あり）9,500名、納税義務者が9,500名のうち約1,000名の方が対象となっております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） この全期前納制度は、もう歴史的にも古く、戦後間もなくつくられた制度と聞いております。全体を見ると、ネットなんかで検索すると、ほとんど固定資産税とそん県民税ですか、一緒に廃止した自治体が多いんですね。

でも、いわゆる村県民税はそういった普通徴収と、それと給料から差引かれると、いろいろ差別というか、できない部分もいるということで、これ村県民税だけ今回対象にしたということですが、結局はこの固定資産税も結局はこの報酬することによって、来年度の予算についても1,400万円支出するようになるんですよ。結局やっぱりこれも差別に値するんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺の考えはどうなんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 固定資産税の全期前納報奨金につきましては、納税義務者が全て納付書によって納付いただいております。ですから、該当対象者は全所有者や地権者となっております。

それで、その1,400万円という多額の報奨金を計上しているのではないかとということでございますが、24年度の実績で申し上げますと、当初課税、土地、建物、償却資産、全て一納税義務者に対して土地建物、それから償却資産がある場合は償却資産を加えて、総額に対して1名の納付額となります。

それで、24年度の場合、約20億9,000万円が固定資産税額として賦課しておりますが、このうち第1期の納期が昨年の場合ですと6月末でございましたが、8億6,000万円がこの第1期目の納期までに納付されております。

それで、報奨金の対象となっております納税額で申しますと5,600万円です。それで、報奨の対象分としましては2億6,000万円ぐらいになるんですが、それに期別、1期ごとに10万円を限度としまして4期分を全額納付していただいている状況でございまして、その10万円を超える部分については、それは報奨金の対象にはならないんですが、その分が約3億上乗せで、第1期の納付までに納めていただいているということで、相当この全期前納によって納付の効果が上がっております。その状況から、継続してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） この全期前納制度と納税率が上がっているということですが、これまだ一回もこの制度をやめたことはないですよ。

私が思うのには、結局お金がある人はあるんですよ。だから、こういった報奨制度はやらなくてもね、納める人は納めると思うんです。

そういった意味でも、多分課長も見ていると思うんですけども、全国的にこれは

どこも報奨制度を廃止しているところが相当数あるんですよ、ネットで見ると。だから、やっぱりこういった厳しい財政状況の中で、少しでも財政を上げようとするれば、それはいろいろな理由があったにしてもね、お金のある人はやっぱり得するというようなシステムかなと私は思うんですけども、できれば、今回片方だけで村県民税だけの報奨制度の廃止ということでしたけれども、今後この固定資産税のほうも考えていくべきではないのかなと思いますけれども、その辺のところをお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） お答えします。

この全期前納報奨金については、一納税者当たり昨年度の場合ですと、最高額が1万3,000円、ですから40万円以上納付していただいた方について最高の1万3,000円という額が報奨金として交付されております。

ですから、1か月について1%当たりの報奨額となっておりますので、これらの基準も含めて、今後検討していきたいと思いますが、西郡の管内では、白河市が合併のときにそれぞれの旧市町村が率が異なっているということで、その合併協議の中で廃止という形になっていまして、あとは矢吹町が今年から固定資産税を廃止する、その全期前納を廃止する。その理由については、コンビニ納付を推進するというので、コンビニ納付の場合、30万円が収納の限度額となっておりますので、それを超える場合には、収納の対象には扱わないという状況から廃止の方向で検討されたということで伺っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今課長言われたとおり、近隣自治体もそういった状況で、この報奨制度をなくしていくと。一納税者が最高1万3,000円と言いましたけれども、こうやって多くの方が集まれば、それ相当の金になりますので、できれば、今回こういう制度を、廃止制度をとったので、できれば固定資産税のほうも考えていっていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第4号「西郷村税条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案の通り可決されました。

◎議案第5号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第5、議案第5号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第5号「西郷村税特別措置条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第6、議案第6号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第6号「西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第7、議案第7号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第7号「西郷村暴力団排除条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
- ◎議案第8号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第8、議案第8号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第8号「西郷村災害対策本部条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
- ◎議案第9号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第9、議案第9号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第9号「西郷村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
- ◎議案第10号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第10、議案第10号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第10号「西郷村保育園設置条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第11、議案第11号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第11号「西郷村内保育園に係る保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第12、議案第12号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第12号「西郷村重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第13、議案第13号に対する質疑を許します。

12番上田秀人君。

○12番(上田秀人君) 議案第13号について何点か確認をしたいと思います。

この議案第13号についてはですね、いわゆる要介護者に対するサービスの内容のさまざまな変更といえますか、国が進める地域密着型サービスのほうに転換をする内容かなというふうに理解をしております。

私は常々、この介護保険についてね、この地域密着型サービスについては、いわゆる介護を必要とする方たちからね、介護サービスを制限をかける、こういった内容で

はないかということで、いつも疑義を唱えてきた経緯がございます。特に高齢者の方が介護度が進むにつれて必要となってくる施設サービス、この利用者に対して、より大きな制限をかける内容ではないかというふうに私はずっと指摘をしてきた経緯がございます。

今回この内容を見まして、1つ非常に驚いたのはですね。本来であればこれは国・県がやるべき内容であって、村がここまでやる必要が本当にあるのかということが、一つの大きな疑義にあります。その反面です。国・県がやるものを市町村に権限移譲という形で落としてくるのかなというふうに理解をするところですけども、これだけの権限移譲がされることによって、より地域に密着した介護サービス、いわゆる利用者本位のサービスが提供できるのかなという部分を考えるとところもでございます。そういった中で、この条例を制定するに当たって、村の考え、これを何点か確認したいと思い、質疑に至ったわけでありまして。

まずはじめに、この内容、さまざまな内容が盛り込まれております。非常にページ数もでございます。一度読んだぐらいでは本当に理解できないような内容になっております。こういった中で、この介護サービスを提供できる事業者というのは、この西郷村においては何事業者あるのか、施設の数はいくつぐらいあるのか、まずお示しをしていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 上田議員のご質疑にお答えいたします。

地域密着型のサービスの提供事業所ということですが、現在は村内に3事業所ございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま答弁をいただいて、3事業所があるということで、3つの事業所があるというふうに理解をするわけでございます。

ここの内容をさらに読み砕いていきますと、第2節の中でその人員の基準等々が出てまいります。こういった中で、今この3つの事業者の中で、いわゆる電話オペレーター、この電話オペレーターについても看護師の資格を持つ者とか介護士の資格を持つものとかね、そういう資格を持つ者が電話のオペレーターになると、あと介護士、看護師、あと機能訓練指導員、こういったさまざまな資格を持った者が、この施設にいないといけない。そしてさらには定期巡回随時対応型訪問介護従事者、こういった者も必要だというふうな内容で読み取るわけです。

この3つの事業者の中には、それぞれこの資格を持った方がいらっしゃるのか、あるいはいないのか、まずお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

その事業者は個別に3事業者、今あるものはおのおの具体的に申し上げますと、大平にあるのはグループホーム、痴呆対応型の療養介護でしたか、それとグループホームといわれるやつですね。

それから、折口原にあるケルンというのは、小規模の機能訓練の施設ですね。あとは下新田のほうに、ひまわりという事業所があるんですが、これはやはり痴呆対応型の通所介護というような密着型のサービスでございます。

おのこの詳しいところは、ちょっと存じ上げませんで申しわけないんですが、おのこの指定されて資格要件、そういうものを満たした者が運営しているということになっております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） おのこのがその資格要件を有した者が施設を運営しているというような答弁だというふうに理解をするわけです。これを本当に読み解いていくと、そのいわゆる施設の変容区画というんですかね、いわゆる居住スペースとかユニット型のお風呂の面積がどうのこうの、いろいろ出てきますよね。そのほかにも設備の関係が出てきますよね。例えば消防施設が設備されているとか、そういったことまで確認していかなきゃならないですよね。そういう細かいところまで村はやっていかんやならない。

そういった部分を今担当課長は健康推進課長ということでお答えになられていますがけれども、実際に間に合うんですか。恐らく担当課長はやらなければならないという答弁をされると思います。さらに質疑が入ってきたと思うんですけども、地域住民との連携ということで、総合的な管理、調査運営ということも、これも絡んできます。

そして、ずっとこの施設に関しては、今西郷では3つのグループ、3施設というお話でしたけれども、この3施設に関して管理と運営についてずっと村は監督指導していかなければならない。そういった状況が生まれてくると思うんですよ。

そういった中で、いわゆる今担当課長が言われる健康推進課の介護保険係、あとは高齢者福祉係の人数というのは、4人かな、四、五人ですよ。その人数で今やられている。今現在のその介護保険事業を動かしていくだけで、高齢者福祉事業を動かしていくだけで、私はもう手いっぱい限界を超えていると思っている。

そういった中で、さらにこういった大きな仕事が増えてくる。これはやらざるを得ないというのはわかりますよ。しかしながら、そういった面で今度村長に伺いますけれども、これを実施するに当たって、人的補強というのは、村長、どのようにお考えになりますか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 質疑にお答えいたします。

もちろん今言われた御指摘の部分、これから出てきますね。この仕事の分担ということで、この介護の望ましい姿に移行する途中ということに、これがありますので、御懸念の点、いろいろあると思います。やっぱりこの実数が増えていくという状況にありますので、これを見ながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） これを見ながら対応していくということで、私は非常に遅いんじゃないかと思えますよ。条例としても今回上がってきている。この条例に伴って、

今後西郷村は動いていかなければならない。いわゆるこの条例というのは、村にとっては法律と一緒にですよ。この法律に沿って動いていかなければならない。

先ほど私が申し上げましたように、いわゆるこの地域密着型サービスというのは、非常に高齢者にとってはね、必要なサービスに切りかえをしなければならないということです。そういった中で、国は今介護サービスをいかに減らそうかということをやってきている。それに反していかなければならない内容だというふうに私は理解をするわけです。

そういった中で、人的補強が検討しますでは、全く持って遅いと思いますよ。4月に人事異動があるわけですから、そのことも十分踏まえてね、対応すべきだなというふうに考えるわけであります。

一瞬の遅れが高齢者にとっては、本当に命にも、もう健康にも絡んでくるような内容だというふうに理解をして、そのことを強く言って、私の質疑は終わりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第13号「西郷村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第14、議案第14号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第14号「西郷村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。
- ◎議案第15号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第15、議案第15号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第15号「西郷村道路の構造の技術的基準に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。
- ◎議案第16号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第16、議案第16号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第16号「西郷村道路標識の寸法に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。
- ◎議案第17号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第17、議案第17号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第17号「西郷村営住宅等条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第18、議案第18号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第18号「西郷村営多目的路外駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第19、議案第19号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第19号「西郷村都市公園条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第20、議案第20号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第20号「西郷村下水道条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員

の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第21、議案第21号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第21号「西郷村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、挙手全員であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第22、議案第22号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第22号「西郷村社会体育、レクリエーション施設条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第23、議案第23号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第23号「指定管理者の指定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第24、議案第24号に対する質疑を許します。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議案第24号「平成25年度西郷村一般会計予算」についてお伺いをいたします。

これは総務課長にお伺いするんですが、最近各行政区長さんがだんだんやる人が減ってきているわけですよ。それで、ここでもって何らかの措置をとらなくてはならないと思うんですが、一番最初にできることは、多少その行政区長さんの手当の増額というものが必要になってくるのではないかと思いますので、その点が1点です。

それから、2点目といたしまして、これも予算から支出されていくと思うんですが、かなり古くなったものでございますが、この農事組合長制をまだとっているところがあるんですよ。それで、農事組合長制もだんだん何ていいますか、農協は今総代制でやっておりますが、その総代をやる方が何の手当もない、何の権限もない、そういうことから総代はやらないというようなことが現われてきておりますので、これは全然、そういったことがならないということになれば、農業団体としましては農協ばかりじゃない森林組合あるいは漁業組合、もろもろの農業に関する組織があるわけです。

その組織の中で、これは誰もやる人がなければ、やはりこの農事組合長問題も、大きな改革の中に入れて、また手当をつけたり何かして、これはやらなくちゃならなくなるのではないのかなど。そういったものをなくして、全てが行政でもってやるということになればこれは別ですが、そういったことがあるわけです。

あとそれから、一番困ることにはですね、この民生委員、民生委員ももうこの前何ていいますか、社会教育の中でも申し上げたと思うんですが、民生委員をやる方がなくなっているという。それで、この民生委員の報酬というものは、これは全く無報酬なんですよ、国から来るやつが。それで、一度厚生労働省に行って、自分は文句を言ってきたことがあるんですよ。民生委員をただで使うということは、一体何事なんだと、これは困った方の相談に乗らなくてはならないことなんだから、これに対しても国としても、その報酬を出したらどうかという、そういうことをよくと厚労省に乗り込んでそんな話をしたときがありました。

それだけでも、そのときに民主党政権下でございましたので、これはやっぱり制度改正をやらなくてはならないんだと。その制度改正をやるときに、何らかの形で民生委員の報酬も考えていきたいと思いますという、そういうお答えをいただいた経過があるわけです。

ですから、その辺を効率よく改革していかないと困ると思うんです。またそのうちに民生委員の改選なんかも、もう迫ってくるとですね、これも各行政区長さんをお願いをして、行政区長さんから推薦された方を民生委員推薦会でこれを認めて、民生委員を出しているという、こういう状況なんです。

だが、そいつを今ここで主張するとなると、人の困っているところでない、我がも困っているんだというようなお言葉が返ってくる。これは何といってもやっぱり、1つは、この世の中の社会教育の遅れというものが、それを物語っているのですね、それだからこの前も申し上げましたように、社会教育というものは大切なんですよ。それで、社会教育をやることによって、それらを通じて人間と生まれてきた以上には、人のため、世の中のためになりましょうという、その心構えが最近はなくなってきている。それはやっぱり何ていうか、世の中が世の中を悪くしているようなこともあるんです。

自分なんか車で走ったりで、ずぶ濡れに雨に濡れている子どもたちを送ってあげようとして、雨に濡れながら歩いていないで早く車に乗れ、家まで送ってやるからと言うと、これは言われたほうが逃げていってしまうという。これ世の中が世の中を悪くしているんですよ。これらを詰め言えば、卵が親なのか、鳥が親なのかというところに詰められてしまうんですが、それをどこで切ってどういう方向にシなくちゃならんかということ、これからの世の中の問題として考えなくちゃならない問題が、ここにできているわけで、これらを総合的に今ここでもって何らかの形で改革の方向に次はとっていただきたいということ。これは私からお願いしたいことですが、これは総務課長さん、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 室井議員のご質疑にお答えいたします。

まず、行政区長に関しましては、基礎額と戸数割りがございまして、まず1行政区当たり年額で基礎額が2万5,000円、それからあとは行政区の戸数に応じまして、1戸当たり1,750円ということで、現在各行政区長の報酬としております。これに関しましては、長年この金額で来ていることもございますが、状況を見まして、ちょっと中身を検討してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、農事組合長に関しましては、現在組合長さんに均等割1,000円と組合員数掛ける500円ということで、報酬を支給しておりますが、これは担当のほうの課と一応確認して、検討してまいりたいと思います。

それから、民生委員についてですが、民生委員、先ほど申されましたとおり、国の制度でございまして、民生委員としては報酬が出ていないということで、そこに村としまして、福祉委員という形で少しではございますが、年額2万6,000円くらいだと思いましたが、本当の些少の金額で、活動のちょっとした足しにしかならないとは思いますが、一応民生委員の上に福祉委員という形でかぶせまして、その報酬を出しております。担当課のほうもちょっと確認してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） その先ほど来、農事組合長はそちらのほうは課長さんのご説明で了解を得られました。ただ、最後の民生委員の問題、これはその地域地域においても、やる人がなかったらなくしたらいんじゃないかというわけには、これいかないんですよね、これは。やる人がなくなると誰かにはやってもらわなくてはならないという、そういうきつところには挟まれているものですから、これは国自体、厚生労働省はこれに対して何の手当もつけないなんていうことは、これはそのまま許しておけないものですから、何らかの機会があったら、私また今一度厚生労働省に乗り込むつもりでございますが、そして何とか国からも出してもらうということをしていかないと、末端の各行政が民生委員は全く無報酬でかわいそうだから、別なものをくっつけて、そこに補助しているというような、これは民生委員制度に力が入らないものですから、ここで今課長さんの説明のとおり、末端がそこまで努力しているんですから、当然国にはその問題はやっぱり要求しなくちゃならないと思うんですよ。

ですから、何とかこれも民生委員の方々が、自分がだめなら隣の民生委員にお願いして、あそこを頼むとかと、いろいろそういう民生委員同士のやりくりがあるんですよ。そうすると、そのときには民生委員、各何人かが集まって話し合わなくてはならない。その話し合いをしたときに、おなかが空けばラーメン一杯だけだっていいからふるまえないかというような、そんなお気持ちがやっぱり行政には必要ではないかなと、こう思われますので、その辺も課長さん、ひとつ何とかお考えになっていただきたいなと、こう思います。これはお願いです。

よろしくお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えします。

ただいまのご質疑の趣旨を受けまして、検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 議案第24号について、1点、2点くらい質疑したいと思えます。

まず、商工観光課にお尋ねするわけですが、ブランドイメージ回復事業補助金ということで、予算書には500万円になっているんですけれども、歳出からのものとして1,585万7,000円上がっているんですが、ちょっと予算書の確認ができないもので、最初その辺からお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 大石議員の質疑にお答えいたします。

ブランドイメージ回復事業として、商工観光課のほうでは500万円をとっております。500万円の内容としましては、特産品の開発及び特産品販売事業等をする団体等に補助をする予定であります。

ただ、その中でまだ補助交付要綱とかはできていませんので、補助交付要綱をつく

りまして、募集するときには広報にしごうの中で募集したいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） さらに質疑したいと思います。

私の質疑の内容が悪かったのかもしれませんが、歳出の主なものということで、予算書とかの最後のほうに1ページになって出ている中で、1,585万7,000円ということで、商工観光課からの歳出が出ているんですが、この予算書を見ると500万円になっているんですけども、その誤差はどの辺の予算に載っているかということをお聞きしたかったんですが。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） ブランドイメージ回復事業の本年度の支出なんですが、一応昨年12月議会で5,000数百万円を基金として条例化しまして、実際は25年度から事業が始まるということで、それで一応25年度の事業としては、商工観光課、先ほど商工観光課の事業としては、先ほど500万円を特産品開発等で補助すると。もう一つ剣桂のトイレ整備事業、これが1,000万円ということで上げてございます。

企画調整課としては、まずイベントを計画しております、そのイベントの補助金として500万円、それからこの事業が平成24年度から26年度までという期限がございまして。

なお、2年間の延長ということも認められておりますけれども、今後このブランドイメージ回復事業の目的を達成するためのさまざまな計画を、今後村民を交えた実行委員会を設立しまして、それで計画をしていくという、平成25年度はその準備のための準備費を数万円計上しているところでございました。合計2,039万9,000円が本年度平成25年度で上げているかと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） この説明を見ると、ブランドイメージということで、それを回復するんだと。じゃ、何をイメージして何を回復するんだという、その疑問というか、わからない部分がいっぱいあると。回復するとすれば2年前の3月12日に東京電力が爆発して放射能が飛んで、それでその時点でイメージというか、ブランドがあったものが風評によって絶たれて、そしてその風評を払拭するためにブランドイメージを回復するのかなという観点のもとで、私は考えておりました。

そんな中で、私が一番考えることは、もう西郷村のブランドが壊れてきていると。2年前の3月11日から12日の爆発によって、えらい村が名前が汚れちゃったということのイメージを回復するための施策も必要なのかなと、そのようにも思っております。

ただ、今企画課長からの話で、これから委員会を立ち上げるのか、この件についての審議会を立ち上げるのかは、これから先の話でありますけれども、予算をつける以

上は、その中であっても、ある程度の計画性のものがあるのかなと思うので、さらに
繊細なお話を聞かせていただければいいなど、そのように思います。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 先ほど最初に何を回復するのかということと計画性はあ
るのかという質疑でございますが、大変最初に説明すればよかったんですが、この目
的が原発事故の風評被害対策としての事業ということで、福島県の事業として独自に
市町村に交付した基金でございます。

そのような基金でございますので、目的が定められておまして、まず1つには、
魅力発信するための広報媒体等の開発事業、これはキャッチコピーとか、あとキャラ
クターの制作とか、アンテナショップあるいはホームページ等で新たに西郷村の魅力
を発信するとか、そういった魅力を発信するための広報媒体、それらの事業。

それから、物産展などの復興イベント、「がんばろうにしごう」なんかも23年度
で行いましたけれども、それらの復興イベント、それから県外からの観光誘客、つま
り先ほど剣桂にトイレという事業を今回上げましたけれども、それも一つの観光施設
の整備ということでの県外からの観光誘客に対する事業。

それから、商品開発の事業ですね。それとその商品の販路拡大、これらの事業に支
出するものでございますので、それらの中身をこれから実行委員会で例えば、先ほど
申しあげましたキャッチコピーやキャラクター、それらを含めたいろんな提案をして
いきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時02分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時21分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第24号に対する質疑を続行いたしま
す。

17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） さらに質疑を続けたいと思います。

課長のほうからいろいろと説明がありました。目的は復興交付金だと。魅力発信の
ためにキャッチコピー、キャラクター諸々いろいろ考慮していくんだということで理
解する部分が大いにあると思います。

そんな中で、2年前の3月12日の東京電力の原発が爆発して、その後どのぐら
いの月日が過ぎた後に、ゴルフ場でイベントがありました。私は毎年イベントがあるの
かなと思っておりましたが、1回限りでなかったと。そして今年2年目を迎えて、町
村によっては記念する日といっても、ちょっと嫌な記念する日でありますけれども、
イベントをやった町村もたくさんあるわけであります。

村民の方の意見を総合する中で、何で西郷は3月11日のその大震災のときに、サ

イレン一つ鳴らないのという話をされました。私はその問いに対して大変苦慮をしたわけであります。顧みれば西郷村在住の方が悲しいけれども3人亡くなっているということで、できれば何かイベントを考慮すべきでなかったのかなと思っている中での、今回のこのブランドイメージ回復復興基金ということで予算がついてきたということで、今後さらに企画のほうで検討を重ねながらやっていくのかなと、そのようにも理解しております。

私は、前半に言ったように、もう西郷村のイメージが、もう本当に狂ってしまったと。水と緑の高原都市・西郷村ということで、私はあらゆる場所に行って自慢をしてみいました。ですが、水も汚れていないかもしれないし、緑も汚れていないかもしれません。ですが、放射能が飛んでいるということだけで、もう村のイメージは落ちてきているのかなと、そのように思います。

そんな中で、今回実行委員会を立ち上げるのに、それだけの予算で500万円を利用するのかどうか。何か課長の答弁では、実行委員会で会議を持つ中での500万円の予算だということで答弁があったかのように聞こえるんですが、再度お願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） イベントの500万円でございますが、これについては商工祭の30周年記念事業というのが行われます。それと同時開催というような形で開ければということで、この500万円は上げております。

それとは別に、先ほどから実行委員会を立ち上げるという部分については、村民も含めた実行委員会というような形にしたいので、報償費11万7,000円とか、あと、できれば研修とかもしてみたいなということで、それらの費用も事務費として合計で89万8,800円を今回上げているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 考え方はいろいろあって然るべきだと、そのように思っております。そんな中で、課長のほうから商工祭にあわせてやっていくんだということでもありますけれども、それも一つの手なのかなと。30周年記念だから日中で商工祭をやったら夜花火をやるかとかね、いろんな意味合いのもとで考えはさまざまながら、考えることは1つということで、移していけるのかなと、そのようにも思っております。

ただ、安易に私は思うんですが、やればいいという感じのものではないと、そのように思うんです。大変今ね、テレビでキャラクターが売り物になって、コマーシャルにもそのキャラクターが使われてまちおこしになっているということで、大々的にマスコミに取り上げられているキャラクターがいると。

ですが、私が思うのには、やはり西郷村というブランドが放射能のために汚れているんだという観点からいくと、やはり3月11日にイベントを大々的に開催していくということが一番好ましいんじゃないかなと。なかなか村を挙げてのイベントというのは村にとっても何一つないという中で、やはりその3月11日、そしてこの悲しみが風化しないように、そしてこの悲しみを後世に送る。後世と言うんですか、後の

方々に送るためにも、その日に設定するのが一番だなとそのように私は思っております。

そんな中で、私の提言にも値すると思いますが、西郷の村歌をこの際つくったらどうかなと、西郷村の村歌をつくって、そして後から残される子どもたちに、西郷村の村民だということを誇れるためにも、やはり村歌を残すべきかなと、そのような提言をしたいと思えます。

あと、もう一つなんです、先般、夢プロジェクトということで出資して窓口、そのようなプロジェクトチームができました。いろんな異業種の方々が集まって、何もない特産物を掘り起こそうとして一生懸命やっております。大いに期待するところでもあります。

ですが、それはそれで補助金を与えるのも一つかなと思うんですが、たまたま私が栃木県のある町に行ったときに、高校生が特産物をつくって、高校生がそれを販売している。簡単なものでした。米だんごをしょうゆで焼いているものに対して、それをあたかもキャラクターの名前をつけて売っていました。すぐに売り切れました。

ですから、私が先ほど言った西郷村歌も然りですが、川谷中学校に卒業式で私は今年行ってきました。4人の卒業生が歌をつくって、そしてそれを卒業式で披露しました。それが民友新聞に写真入りで出ていた一こまでもあります。

ですから、優秀な企業こそ例えば社長が従業員にお願いして、社長がどこか別サイドにお願いして、少しの予算で村歌もつくれるでしょうし、さらには特産物も生み出してくるのかなと。

ですから、せっかくこのような予算がついたんですから、中学生に一こま渡すとかして日本の特産物は何がいいかな、じゃ川谷中学生の方、西郷村の村歌をつくっていただけませんか、そうすれば簡単にできちゃいそうな気がするんですね。

ですから、今回この予算については大変期待しております。そんな意味で、課長から再度答弁をいただいて、私の質疑は終わりたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 先ほど村歌という提案がございましたけれども、まず、3月11日にやってみてはという意見もありましたけれども、今年は3月11日、一応村からも3名の尊い命が犠牲になったということで、黙禱を行いました。

この商工祭とのイベントの共同開催等の案でございますけれども、商工祭との件もやはり風評被害という大きな目標がございますので、やはり西郷村の産業である農業も入れた中でのいろいろな開催ができればと考えております。

それから、先ほど村歌のことでもございましたけれども、原発事故のやはり魅力発信、この風評被害のための魅力発信という中では、大変村歌ということも一つの魅力の発信、西郷ブランドの構築ではないかと思っております。毎年夏に市町村野球を開催されておりますけれども、勝つと市町村で市歌とか町歌を持っているところは、それが流されます。大変すばらしいことと思っておりますので、今後ぜひこの村歌というのを検討の中に入れてさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたい

と思います。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 質疑を終わろうと思ったんですが、課長、庁舎の方々は黙禱したと思うんですよ。私達も議長室にいて1分間の黙禱をしました。それは大いに結構なことなんです。それは大事なことなんです。ですが、私が言うのは村の方々にも一緒に黙禱ができたり、何ていうんですか、またその悲しみを共にする。そして二度とこのような災害が来ないようにしてくださいという意味でも、何か考えるものがあるれば考えていただきたいなど、そのようなことで、私の質疑を終わります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 14番。議案第24号について質疑します。

まず第一に、毎年中学生の対外派遣事業をやっておるわけでございますが、何か聞くところによるとね、今年から研修先をタイのほうで研修すると、よくわからないんですが、そういうふうだと聞いておるんですが、いろいろ海外、中学生の派遣事業については、私は以前からもう少しこの辺で考え直したらどうなんだと。いろいろただしてまいりましたが、今回なぜね、中国の薊県から、最近はあれですか、中国の政情不安とかいろんなことがありまして、韓国あるいは別な地域で実施したと聞いておりますが、今回タイ国ということで、どのような理由でそういうふうになったのか、ご説明をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） 14番後藤議員のご質疑にお答えいたします。

今回計画しております中学生の海外派遣事業の件についてのおただしでございますが、これまで平成7年にですか、中国の天津市の薊県との国際友好都市を締結をいたしまして、それを契機に中学生海外派遣事業を実施してきたところでございます。

これまで18回ほど実施をしてまいりましたが、その間ですね、SARS問題、それから領土問題等の問題も発生いたしまして、日中関係の悪化に伴いまして、昨年とその一昨年、この2年間は中国への派遣を中止しております。その代替りの事業といたしましては、天栄村にありますブリティッシュヒルズでの異文化体験事業、こちらのほうを実施してきておりましたが、以前から中国への海外派遣ということの見直しといたしますか、そういった声も出ましたので、その辺の保護者とかの意見等も反映いたしまして、本年度につきましては東南アジアのタイ王国ですか、こちらのほうに新たな研修先として考えた次第でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 中国がだめだからタイなんだという、一くくりで言えばね。私はね、海外派遣事業も今の説明を聞くとね、確たる何か従来から平成7年度から18回やってきていると。その延長線上でね、私は最初からこれは単なる一民間人が中国のお友達とまちの中で会って、西郷村でこういう事業をやったらどうだと、それ

に乗っかって、いや、民間人のその発想だけでやるのは、それは私は何とも言えないが、それを行政に持ち込んでやったという経緯なんです。そこにね、中国の蕪県と特別西郷村が過去においていろんな、そういう何か縁したものがあつたかとか、それもない。ただ単に当時は海外研修というか、どこの自治体でもそういう一つのね、はやりで飛びついたらにすぎないんですよ。

そして、当時は予算的にも景気もよかった、潤沢なそういう資金もあつたと、そういう状況から、その一つのはやりとして西郷村も、じゃ、今度は海外研修でもやってみかかと、そういうような発想なんです。私も全面的にこれを否定するわけではありませんが、その単なるそういう惰性というか、そういうもので、また一つの事業が延々と続こうとしている。なぜじゃ、中国がだめならタイなんだと。その辺もきちっとしたそういう理由がないですね。こっちがだめだからこっちでしょうかと、単なる思いつきというか、そういうような発想としてしか私には見えません。

タイ国そのものは私もそれはイメージ的には、昔から山田長政の何百年も前からそういうタイ国に対しては、非常にそういう親近感も持っております。歴史的にもこれは我々は非常に友好的な関係がございます。そのことに関して私はだめだとは言いませんが、しかし、これも一つの、じゃタイは本当にね、一つの安全なのかと、中国が今このような情勢で、これは本当に友好どころじゃないですね。一つ間違えば暴動が起きて、日本人に危害を加えるようになるかもわからないという状況ですよ。これなども強行に行えば、当然反発もあるし、我々も決して看過はしないです。

しかし、タイ国にあってもこれは数年前、あのタイの空港で乗客が長期間にわたって拘束された。その暴動ですよ。タイも決して政情は安定しないです。一つはタイは王政、国王というものをいただいて、比較的仏教徒ですから穏やかな民族ではあるんだけど、しかし殊政治の面においては、甚だそういう過激な行動をとったり、いろいろそういう政治的に今までの経緯を見ますと、必ずしも安定した国じゃない。これは一つ認識しておく必要がありますね。

また、日本の企業がさまざまそういう進出してあります。相当日本の工業の割合から、国内の海外の比率から見ると、タイにはもうすごい日本の資本が進出して、あの洪水の際にもタイの、日本企業が名だたる大企業が軒並み操業停止に追い込まれた。こんなにも日本の企業がタイの経済にあるのかと、そしてまたタイで生産されたものが日本に逆輸入になって、そして一つの産業もそういうサプライチェーンというか、供給力になって非常に寄与しているというのは認めます。私はそれは非常に両国の関係は、こういうことでは密接な関係がある。

そういうことで、恐らく生涯学習課もそういうものを恐らく念頭に置いてタイにしようかと思ったんでしょう。それはそれとしても、私が言いたいのはですね、その300万円の予算を毎年毎年使っているわけですね。それで、この西郷村の中学生のごく一部でしょう、30人ですか、そして1人10万円の補助金だと。そうすると自己負担5万円何がしの負担がある。しかし、これは5万円の自己負担もできない、そういう家庭もいらっしゃるわけだね。そうすると、恵まれた5万円の自己負担を出せ

る生徒が一つのタイの切符を手に入れる。単純にそういう面からみるとですよ。

私はね、確かに外国をいろいろな見聞を広げたり、そういう意味ではマイナスだとは思いません。私も旅行好きでいろいろなところに行っておりますから、それはわかるんですよ。しかし、もっと中学生段階では等しく皆さんが、何も海外研修じゃなくても300万円の予算があったら、等しく使えるものがあるんじゃないかということをお願いいたしますよ。

例えば家庭の事情で、今は修学旅行へ行けない人なんていうのはいないのかもしれないけれども、例えばそういうお金も出せない人とか、そういった人たちにはやはり村で援助してあげるとか、また学校に入学するに当たっていろんな制服なりあるいはスポーツするためのジャージとか、それも結構高くかかると聞いております。そういうところに私は使ったほうがいいんじゃないのと。何も一部の30人やそこらの生徒を毎年毎年、一つの特定の人はですよ。あと大多数の人はその補助金の恩典から外れるわけです。

この辺で、そういう目的そのものがもう何か形骸化しちゃって、行くところがないからタイあたりにしようかと、そういうふうに思えてならないんです、私は。そのお金を例えば教育的にね、本当にそういう見地から見てそのお金の使い道といったら、やはり300万円あったら、これ図書が何冊買えるんですか、10年で3,000万円、その予算で例えば村の図書館をつくって、そこに本をそろえたら大変な量でしょう、これ。自分ではこういう学術書、高価な1万円も2万円もするものは買えないと、しかし、村の予算でそういう専門的な本、蔵書、そういうものを置いたら、それは等しく子どもだけじゃない、我々西郷村民全部ね、そういう意味では恩恵を受けるわけですよ。30人のために300万円使うのか、私は教育のいろんな生涯学習だから、図書館でも立派な白河市の図書館とはいかないまでも、そういったことにお金を使ったらどうなんだということを、以前からも申し上げてきました。

単なる一つの目玉として、海外事業だとか何とかと、これは生涯学習課もそういうことをやらないとその存在意義がないのかのようなことになるんじゃないのかななんて、うがった詮索をするんだけれども、しかし決してそうじゃない。やっぱり実質的な金のやはりこの使い道というのをこの辺で考えたらどうなんだと。そしてその中国友好のために一つのそういう大義名分のもとに友好、友好と、それが今は破綻しているわけですよ。これは我々のほうが悪いわけじゃないけれども、中国そのものがやはり日本を一つの敵視してね、これは本当に明日にでもこれはあれですよ、尖閣諸島にあの中国の巡洋艦が武力でもってどうのこうの、そういうもうわからないんですよ。

ですから、そういうことで中国はだめとなったんでしょう。今までの実績やら過去に何百人、18回だから駆ける30人、500何十人の人が中国に行っているわけだ。その人たちが卒業後ですよ、こういった国際関係で、それなりに体験してどれだけこの西郷村でそういう中国と日本との関係が大事なんだとか、そういうようなことを私は聞いた覚えがありません。少しでも視野を広げるとか、極端にはそれは私は無理かもしれませんが、あまりそういうことは単なる、ただ行ってきたと、そういう内容で

終わっちゃっているんじゃないかと。私はむしろこれはそういった金を本当に純粋な、図書館をやはりつくって、そこに本をそろえたり、そうすれば何ぼか西郷村の知的水準が上がるし、そしてまた何もタイとか外国じゃなくても、国内のいろんなやはり見るところがいっぱいあるわけですよ。

私はついだから言いますが、以前鹿児島県の特攻記念館、知覧町にある特攻記念館を訪れました、個人でね。その後、議会研修でも行きましたが、そのとき最も感銘を受けたのは、感銘というか、当時の特攻隊となって国の命令に従って、わずか16歳から18歳、二十歳、そういった若い人たちがこの日本のためにね、本当に心の奥底はわかりませんが、国のためと言って出撃していった犠牲になったわけですよ。あそこに行くと、その人たちの思いが綴られている。またはがきや手紙。私は本当に思わず涙があふれてきた。あそこへ行くと皆そうですね。

以前小泉総理は、やはり知覧町の特攻記念館を訪れて涙してね、とまらなかったと。ああいうところ、その当時の若者のそういうときのあれで散っていったわけですよ、国のために。しかし我々はこうしてそういった尊い人たちの犠牲の上に今日の繁栄が成り立っているんですよ。

私は、これは学校教育においてね、そういうものをむしろ小学生、中学生からあの知覧町の特攻記念館をぜひ、そういうところに行って一つの今の日本のこの繁栄するのは誰のおかげなんだと、そういうところを見せるべきだと。私はそのときつくづく思いました。そういうことがありますので、その辺で一つ再考してはどうかと、この点についてお考えを伺います。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

いろいろご提言をいただいたかと思うんですが、まず、この中学生の海外派遣事業につきましては、やはり中学生の国際化社会に対応した人材の育成ということを目指しております。それで、実際に行ってきた中学生には、毎年8月に開催しております少年の主張大会等でその体験発表といいますか、そういった場などで感想とかを発表していただいております。

やはり中学生のうちに海外を経験するということは、やはり非常に行ってみて中国もそうなんですが、やはり行って見て得られるものというものがたくさんございますので、先ほど言いましたタイ等につきましては、お話がありましたとおり、西郷村からも企業等が進出しておりますので、その辺の見学やら、タイの学校訪問とか生徒との交流、ホームステイなど、そういったものを通して、国際感覚を養っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） ただいま課長の、でも今の説明でも何としてもこれはね、この事業はやらなくちゃならないんだ、有意義であるんだという、そういうものを感じないんですよ。ただ以前からやっているから、その延長線上でやっているんだというようにね、今の表情からもそう読み取れるんです。これ、職業、私はね、生涯学習課

にいるから、教育長に言われたからそれをやっているんだなんていう、もうそのぐらいにしか私は思えない、失礼ながら。

私はやはりいろんな、それ以前にやることがあると思うんですよ。例えばこれは進学するに当たっても高校入試あるいは大学、なかなか家庭の今は格差社会ですから、役場に勤めている皆さんは、あまりそういうことを感じないかもしれないけれども、一民間に行ったら大変なことなんですよ。

今、安倍総理が円安株高で景気が上がっているなんて言うけれども、末端の今の経済状況なんていうのはほど遠いですからね。そういった方々が、要するに子どもさんがですよ、一つのそういう教育資金が事足らずに、学校に進学したくても進学できないと、そういう方もいらっしゃるかもしれない。私はむしろそういった方に、一つの機会を与えて援助してやったらどうだと。何でそんなタイとか中国がどうとかね、私らはタイにはタイのいいところがあるかもしれないけれども、まだまだ有効な金の使い方があるんじゃないかということでは言っているわけですよ。

片やこの間の私の一般質問あるいは小林議員の一般質問、その中で上新田地区の87名の陳情者のわずかにその舗装工事ですらないんだと。一体行政というのは何をやっているんだと。頼まれもしないそのタイに行くのに300万円をぽっと出したり、住民が今困っている道路を良くしてくれということに対しては、いや何だのかんだの四の五の言ってやらないと。あんたらは何のためにこの行政をやっているんだと。人の邪魔するためにやっているのか、私は極端に言えばそう思います。これは生涯学習課長に言ったって仕方がないですけども、これは長の政治姿勢ですね。私は甚だそういう何というかアンバランスな行政をやっていると。

今回またこういったことで延々とこれを続けるということですね。確たる相当な自信を持ったそういう説明もなされない、非常に私はゆゆしき問題だと思えます。たかが300万円、がたがた言うなと言うかもしれないけれども、しかし一時が万事そういうことでね、みんな補助金だ補助金だと、今回の予算もそうでしょう。膨大な補助金の羅列ですよ、これは。それが積み上げたか、みんな予算、本来の必要などころにできない。

片や中学校、西一中の建設費に2億何千万円と、よくよく見れば補助金はわずか10%の2,000万円弱、これなども甚だその政治力の拙さというか、もう少し頑張っ、いや、整備するのは私も結構です。しかしながら、これもやはり政治の技術的ないろんな頑張りによって、その補助率を30%あるいは50%、70%。できるわけですから、そういう努力の姿が見えないんです。非常に私も残念なことであると、このように思います。

私が今上げましたが、いろんなことでこれ事細かに上げたらこれは切りがないですが、ひとつ執行者にあってはですね、いつも私は旧態依然たる予算の計上をしていると。何かやはり執行者、行政はね、一つの私は何か考え、そういうテーマ、ビジョンがないから何もそういうことが、こうして浮かばないんだと思えます。その点について村長に伺いますが、1点としてね。今回のこういう一般会計予算を見ても、私は何

ら手厳しいようですが、目についたものがないが、旧態依然だと、その辺の村長なりの考えが、これは所信表明でもわかるんですが、しかし、あったらもう一度お答え願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 14番後藤議員の質疑にお答えいたします。

いい質問です。最初中学生の海外派遣からお入りになりましたよね。私はこの震災以降、どういったところに力を入れるべきか、もちろん今年の当初予算、やっぱり除染が1番です。これは言ったとおり、まだよくわからない放射能に対していち早く取り除くという作業を、やっぱりこれまで仮置き場ということで意を用いてきましたので、これと連動させていく、それが1番。

2番目は、やっぱり復興という形をどういうふうにしていったらいいのか、一つはやっぱり定型的なものがあります。一つは海外派遣のことで今申されましたが、やっぱりこの大きな震災、災いの後にとっては、我々は親は相当当事者としてこの震災復興にいそしみます。しかし、それは一朝一夕になるものではない。よって、子どもに期待するところが大きい。この次の世代をどう担わせていくのかということについては、やっぱり若い世代に期待している。そういったことで、人材育成にこの関東大震災でもいろんな第2次世界大戦でもいろんなところで意を用いてきたと、先人の考えがあります。

今般、この人材育成基金をどのようにそういったことで組み合わせていくのかということをも十分いろいろ検討しました。1つは、今申されましたように、なかなか学業のチャンス、いろんな制約があって、例えばさっき言われましたね、入学のときに例えばジャージが高いとか、前からずっとそれは承知しております。よって、奨学資金、これを出そうではないか。それを考えましたときにもやっぱりあしなが育英基金、国・県いろんなことが二、三年前に20%ぐらい増加いたしました。どの地点で村としてその形を出していくのか、入学時がいいのじゃないかというのが1つであります。

もう一つは、やはりこの子どもが正常に育ち、かつ国際性とか社会性、この一個人としてこの社会的使命をあるいは社会貢献をしていくような立派な社会人に育てていくためには、いろんな経験をさせたほうがいい、これは先輩各位あるいはこの先人の教え、そのとおりであります。私たちは三つ子の魂からあるいはこの義務教育、あるいは社会教育に及ぶまでいろんなことを考えてきました。何をやるか。

やっぱりそして一番この頭のやわらかいときに、より多くの経験をさせるべきではないかということがいろんな事象を見る。議員もあちこち知覧のお話をされましたが、そういったことを体験させる。もちろんこれは義務教育の学校教育の中においても、これは十分お考えになってやられておりますが、やっぱりこの西郷村独自の考えとしても、そういったチャンスを与えるべきではないか。それもなるべく大きく、幅広くということでもあります。

ただ、事業としてやる場合においては、いろんな制約があります。中国に行くとかなんかにおいても、自動車1台でやっぱりバスに乗れる範囲、これが同じ会話、ある

いは説明、あるいはそういったことについては、一つのパッケージであるということがありますので、そういったことを勘案しながら、できるだけ幅を広げるんだという考えのもとにやったわけであります。

よってこの人材育成については、この行政ばかりではできません。地域でもあるいは国・県、いろんなことがあって、さらには民間のサポートあるいは西郷村には文部科学省とか、いろいろなそういったルートがあります。いろんなことを駆使してやっていこう。第1番目がこのタイがいいのではないかと。もちろん今までに言われたとおり、この同じ文化圏である中国からやっぱり英語圏とか国際標準語の世界に打ち出すべきだということもあって、いろいろ調査をしています。いつかはそういったところに広めていきたい。もちろん単独ではできませんので、やはりそういった手を結べる団体あるいは都市あるいは国、そしてそこにおける西郷との何らかの関係があるいろんな会社とか、そういったサポートも得ていきたいというふうに思っているところがあります。

そういった大きなところがまず災害の途中にある平成25年度の予算ということの大きく言えば、今の海外派遣にある関係する考え方であります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ただいま14番後藤功君ほか7名から、「平成25年度西郷村一般会計予算」に対する修正動議が提出されました。

この動議は、2人以上の発議者がありますので、成立しました。

「平成25年度西郷村一般会計予算」に対する修正動議を日程に追加し、日程第24の次に追加日程第2として議題とすることについて採決いたします。

この動議を日程に追加し、日程第24の次に追加日程第2として議題とすることに賛成の議員は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることは可決されました。

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、15番佐藤富男君ほか8名から、「平成25年度西郷村一般会計予算」に対する修正動議が提出されました。

この動議は、2人以上の発議者がありますので、成立しました。

「平成25年度西郷村一般会計予算」に対する修正動議を日程に追加し、追加日程第2の次に追加日程第3として議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第2の次に追加日程第3として議題とすることに賛成の議員は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（鈴木宏始君） 挙手多であります。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることは可決されました。

動議文書を配付します。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

(午後3時11分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後3時13分)

◎追加議案の上程（動議第1号）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはなしと認めます。

はじめに、追加日程第2「平成25年度西郷村一般会計予算」に対する修正動議を議題にします。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） それでは、動議の内容の説明を求めます。

14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 14番。修正動議についての概要を説明します。

昨年12月定例議会で、地方自治法第100条による家族旅行村の調査特別委員会の委員長報告では、西郷観光株式会社が不正な業務報告を恒常的に行って、西郷村から多額な不当な利益を受け取ったとして、指定管理の取り消しや西郷村が過誤に支払った公金の返還を求めるべしとの委員長報告を、西郷村議会は議決したにもかかわらず、村長は議会の議決を全く無視して、平成25年度当初予算に前年同様の家族旅行村の予算を計上してきた。

これは絶対に許されるべき行為ではなく、行政として村長の代表機関である議会の議決に従った処分と改善を行うべきであった。

私は、村長がこのような不当な利益を得た西郷観光株式会社に指定管理業務委託をすることはできない。今回の修正案は、電気、水道、浄化槽の管理、そしてトイレなどの清掃業務のみの委託とし、問題になった芝生管理等は西郷村が直接発注して管理すべきであるとのことから、芝生管理の委託料を予備費に回したものであります。

詳しくはお手元に配付した別紙にありますので、御審議の上、ご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 説明が終わりました。

◎動議第1号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） この動議に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎追加議案の上程（動議第2号）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第3「平成25年度西郷村一般会計予算」に対する修正動議を議題にします。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） それでは、動議の内容の説明を求めます。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。西郷村一般会計当初予算に対する修正の動議を提出いたします。

中身につきましては、皆様のお手元に配付したんですが、いわゆる新潟県佐渡市へ西郷村の子どもたちをいわゆる放射能の恐怖から解き放ち、そして明るい太陽のもとで伸び伸びと健康的な時間を過ごしてほしいというような、いわゆる佐渡市における行政事業を文教委員会の私たちは提案し、推進してきたわけでございます。

私たちも教育委員長の菊池千代子先生、佐藤敏巳さんとも特に我々招へいしまして、一緒に佐渡市に行って西郷村の子どもたちが本当にこの佐渡市でリフレッシュできるのかということでの勉強をしてみました。結果として、教育委員会、また教育長のご配慮等もありまして、新潟県佐渡市へ一応リフレッシュ事業を行うということを決めました。

しかしながら、先日、昨日もですか、文教厚生常任委員会では教育長、また担当課長に参会願って中身をお聞きしました。そうしますと、この対象になる子どもたちは誰なんだということなんですが、小学校1年、2年、3年、4年はまだ小さくてお母さん、お父さんとなかなか離れられないだろうと。またその引率の問題も含め、また安全面を考えると、いろんなことを考えるとやはり5年生、6年生に今回は絞ったほうがいいんじゃないかというのが、教育長また我々委員会との話でまとまったわけがあります。

今回390万円のリフレッシュ事業として予算を組んでいただいたんですが、総額470万円ですか、ただこの昨日の教育長の実施案によりますと、いわゆる40名の子どもたちを2回に分けて合計80名、佐渡市にリフレッシュ事業をやるんだというお話なんです。

それで、もし行けない子どもはどうするんですかと聞いたら、それは抽選でやるしかない、抽選で80名だけに絞るんだということをお話したんです。実際に村内のいわゆる対象になる小学校5年生、6年生は何名おるんですかということを確認しましたところ、小田倉小学校で対象になる、卒業式がありますから、今回は4年生、5年生が対象になります。小田倉小学校で4年生、5年生が151名、熊倉小学校で148名、米小学校で54名、羽太小学校で34名、川谷小学校で18名、合わせて405名の子どもたちが対象になるんです。

しかしながら、教育長のお話ですと405名のうち80名だけ抽選にするということであって、お話だものですから、私はこの目的が勉強とか何かではなくて、本当にこの2年間、放射能の恐怖で表で遊べない、山遊びもできない、川遊びもできない子どもたちを、どうか大きな海原で泳がせてあげたい、そして体験させたいということなものですから、それを数で抽選で切っちゃうのは私は絶対反対だということで、私はその405名全員、一応行くと、やるんだというやはり村側の姿勢を示すべきだということで、私は今回80名の予算ではなくて、405名分の予算を増額して、今回修正案を出したわけでありませう。

ただ、もしも学校側で物理的に405名の方全員連れていくことがどうか、これはまた難しいと思うし、また中にはやはり行きたくてもいろんな日程上行けないとかあると思います。ですから、この405名のうちに行ける方は全部連れていく。そして行けない中でも、もし家族の中で、家族でみんなでどこかへ行こうとか、子ども会でもどこかに行こうかというリフレッシュ事業が、村に出した資料を持って一定のそういった子どもたちにとってリフレッシュ事業であるということをも村が認めれば、家族で行ったとしても、その方々に対して村が補助金を出してあげようというような方向に私は切りかえるべきだということで、今回私は405名分、全員分の予算を増額するというので、今回予算を計上する修正案を出したわけでございますので、どうか子どもたちを抽選で切ってしまうという、そんなことをやるのなら、初めから誰もやらないほうがいいわけで、ぜひ全員参加ということをも原則にして、前に進めていただきたいということで、今回予算を増額修正したわけでございます。

また、教育長にとっては大変なことだと思いますが、我々議会議員としても全力でバックアップしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 説明が終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後3時45分まで休憩いたします。

（午後3時24分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時45分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第24号に対する審議を続行いたします。

◎発言の取り消し

○議長（鈴木宏始君） その前に、15番佐藤富男君より発言を求められておりますので、これを許します。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。先ほど私午前中なんですが、議案第2号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」ということでの議案の審議が終わった後に、私が新たな議案を上程いたしました。その際に、私の不徳のいたすところで、

本日傍聴に来られたいたご婦人方に対しまして、非常に誤解を招き、また申しわけない言葉を発してしまいました。ということで、でき得れば議長にお計らいいただき、私が「※発言取り消しあり」というような言葉を使ってしまったということについては、まことに申しわけなく、心から反省いたします。

ということで、議長にこの部分について議事録から抹消していただきますようお願いいたします。よろしくお願ひします。

- 議長（鈴木宏始君） ただいま15番佐藤富男君から、審議中における発言について会議規則第64条の規定によって、「※発言取り消しあり」という部分を取り消したいとの申し出がありました。

おはかりいたします。

これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

したがって、15番佐藤富男君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

◎動議第2号に対する質疑、討論、採決

- 議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第24号の修正動議の説明が終わりましたので、この動議に対する質疑を許します。

7番秋山和男君。

- 7番（秋山和男君） 7番。議案第24号「平成25年度西郷村一般会計予算に対する修正動議（第2号）」について質疑いたします。

先ほど来、発議者佐藤富男君は、小田倉、それから熊倉、そういうふうな名目で405名の人数を挙げました。しかし、そのほかその他になりますが、そこには405名の予算を計上してあるんですが、そのほか先生とか役場職員、また議会議員の数が上がっていませんので、その辺をどういうふうにするか、質疑いたします。

- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

- 15番（佐藤富男君） お答えいたします。

先日の会議によりますと、子どもたち、例えば子ども8名に対して引率者1名が必要だというふうな教育長のほうからお話がありました。ただ、今日の会議におきましては、正式な金額、また何人実際に行けるかもわかりませんし、またバスが何台で、またその行程表によっても金額等がまだはっきり出ませんでしたので、今回は概略で405名を全員を対象とするという既成事実をつくって、そしてこれから教育委員会、また一般のPTAの方々と、また議会と教育長のほうの職員等と協議をして、それで最終的に公募をしてみても、それで予算のほうの最終的なものがわかると思うんですね。

その段階で今度教育長のほうから補正予算を提出いただいたという中で、最終的な金額は決まると思うんです。だものですから、今回は暫定的な金額を一応私のほうでは修正させていただいたというふうにご理解をいただければありがたいと思います。

- 議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 今のご質問だと、今回の当初予算には間に合わないということでありますが、この次、6月の補正予算で上げて7月か8月に実行するという事で間違いありません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今回の子どもたちのリフレッシュ事業につきましては、日程的には7月の夏休み期間中に行くということなものですから、議会も予算については6月定例議会もありますが、場合によっては補正予算を臨時議会で組むこともできるでしょうし、またこれだけの1,200万円ですか、予算をとっておけば当面6月の補正予算までは十分資金的には間に合うと思いますので、これからまた皆さんと一緒に相談しながらやっていきたいと思っております。

ただ、村民のお母さん方、子どもさんに対して80名で打ち切りだという、そういうような抽選になると非常に動揺を与えますので、原則全員行くような予算措置をしたんだというふうにしておいたほうが、いろんな意味でやっぱりまたストレスがたまらないのかなと思いますので、その気持ちだけでもご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 先ほどの質問というの、答弁というふうに訂正も合わせてしていただきたい。

7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 先ほど「質問」と申しましたが、「質疑」にかえさせて……

○議長（鈴木宏始君） 「答弁」、「答弁」の中で……

○7番（秋山和男君） 答弁の中で「質問」と申しましたが、「質疑」にかえさせていただきます……

○議長（鈴木宏始君） 違う、違う。15番の「答弁」について7番議員が「質問」と言ったんだ。だから、「質問」じゃなくて「答弁」なの。15番佐藤富男君が、7番秋山議員の質疑に対して答弁をしているんだけど、あなたはその「答弁」を捉えて「質問」というふうに言ったの。だから、それは違うから答弁だ。佐藤議員の「答弁」の中でと、こういうふうに言い換えてほしいんだ。

○7番（秋山和男君） ちょっと待って。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後3時45分まで休憩いたします。

（午後3時53分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時55分）

◎発言の取り消し

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 先ほど来、佐藤議員の「答弁」に対して「質問」と申し上げましたが、「答弁」にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○7番（秋山和男君） それでは、質問を続けます。

先ほど佐藤議員のほうから内容的には了解いたしました。この件に関しまして、80名より405名ということでございますが、この辺は教育長とよく相談の上、お願いしたいと思っております。そして、子どもたちが悔いのないような5年生、6年生を送れば思っておりますので、よろしく願いまして質疑にかえさせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） 議案第24号「平成25年度西郷村一般会計予算に対する修正動議（第2号）」についてご質疑をさせていただきます。

この事業は、文教厚生常任委員会に教育長のほうから提案があったと思います。その中で、いろんな審議をされたのかなど、そんなふうに思っておりましたが、その委員会の中で本来ですと、これは委員長がやはりこの結果について我々議会に報告する義務があるのかなど、そんなふうに思うんですけれども、一度も文教厚生常任委員の委員長の結果の報告がなかったということで、我々このような問題が起きたのかなど、そんなふうに考えております。

これについて何度も予算説明の会で、5日、6日、7日の予算説明がございました。その中でもこの件について何点かお話があったんですけれども、最終的なものは出なかったわけございまして、これらについて佐藤富男議員も文教厚生常任委員会の委員でありましたので、その辺はよくおわかりかと思っておりますが、もう一度詳細なご説明をしていただきたいと、そんなふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 白岩征治議員のご質疑にお答えいたしたいと思っております。

1つは、文教厚生常任委員長からこの佐渡リフレッシュ事業について研修に行ったのであれば、当然報告すべきだろうというお話だと思います。この件につきましては、総務委員会、また産業建設常任委員会、また、文教厚生委員会と3つの常任委員会があると思います。また議会運営委員会もありますが、各常任委員会ごとでテーマを決めて、そして議員研修に行かれています。

その今回の佐渡リフレッシュ事業は、その文教厚生常任委員会の要するに常任委員会研修、これを兼ねながら一応私の提案だったんですが、そのリフレッシュ事業に委員長と相談して、じゃ佐渡に行こうかということで、決まって佐渡に決めてこの教育委員長、菊池千代子先生と、あと佐藤敏巳さん計2名くらい実際に一緒に行って、佐渡というものがどういうところか、またそのリフレッシュ事業が本当に必要かどうか、一緒に見てもらおうということで、今まで恐らく長い西郷村史の中で、歴史の中で教育委員をその常任委員会の研修に動向させたのは今回が初めてだと思います。そういうことをしながら、一応今回のリフレッシュ事業を検討してきたんです。

そして、その委員長報告につきましては、議会事務局のほうに委員長から正式な委員長報告として提出されております。それは文教厚生委員会にかかわらず、総務常任委員会、また産業経済常任委員会もそのように議会事務局に報告したのみで、正式に

議会では報告はずっとされてはきていないと思いますので、ご了承お願いいたします。

それから、予算説明がなかったということなのですが、これについては、昨日の委員会も自主的に私が委員長に申し上げまして、というのは3月28日に教育委員会の委員の皆さん、そしてPTAの方々とお話合いがあるというふうに聞いたものですから、ただ議会の議員が気持ちばらばらな中で行って、皆さんの前で恥をかくようなことはできないと。だから議会は議会として一つの方向性を見出してから、その会議に臨んだほうがいいんじゃないかということで、あえて委員長に無理を申し上げまして、昨日その委員会を開催してもらったということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） 10番。佐藤議員より今回の調査に当たっては405名の生徒を連れていくというようなものでございましたが、これらについては405名という大型バス10台も連ねる大変大きな事業になってしまうと思います。大変これについてはね、私は到底無理な事業であって、やはり原案を出した、原案どおりに今回やっていただいて、その次にやはり富男議員が言うように、やはりこの来年からでも405名、成果が出れば私はそれでもいいんじゃないかなと。やはりここで無理してこの405名という人を連れて行くのではなくて、1回目として私は、前に提案された40名だったですか、80名だったですか、それが私は妥当かなと、そんなふうに分析も。これはちょっと佐藤富男議員にお伺いするんじゃないかと、教育長のほうにちょっとその点についてのお伺いをしたいと思うんですが、これはだめなのかな。（不規則発言あり）じゃ、わかりました。それはじゃ、取り消させていただきます。

それで、この予算の修正については、これは我々議員の特権でありますので、大変それは議案修正動議は大変いいと思うんですけども、ただちょっとこの議案の数字を見ますと、何かちょっとただ帳尻合わせのような予算の切り換えをしているような感じが見受けられるんです。特にこの教育費9億4,300万円ですか、これはその修正で……修正が9億4,300万円、そして前は9億3,500万円と、たった1,000万円ぐらいの予算しか変わっていないというようなことで、あえて私はここで修正動議しなくてもいいのかなという気がするんですけども、再度お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） お答えします。

そこは白岩征治議員の政治信条と、また佐藤富男の政治信条の違いだと思います。

今、405名がバス10台連れて行ってもいけないとありましたけれども、実は以前最初に我々が行って2月ですかね、2月に教育長のほうからリフレッシュ事業に参加させる子どもの数をお話しされたことがあるんですが、これが2月26日にお話があったときには、いわゆる小学生1年から6年まで含め、各小学校全部含めて総勢20名のを2回、40名だけだったんです、最初の案は。

そうすると、実際的に5年、6年だけでも400名もいるのに、1,000名以上

いるのに、なぜ20名、20名なんですかということになったんですね。20名という、小学校5つですから、各小学校から4名しか行けなくなっちゃうんです。こんなことでは逆に、子どもたちに逆に動揺を与えたり、逆に行けなかったというショックとかを考えると、逆にストレスがたまってしまってこれはだめだと、もっともっとできるだけ増やせということで話をされたらば、今度教育長のほうで本当に頑張っていて80名という数まで増やしていただいたんですね。

80名に増やしたんだけど、その選考方法が白岩さんが言われた政治信条から言うと、1回やってみるべきだと80名と、それも私にはわかります、もちろんわかりますし、そのやってみる必要もわかります。しかし、今小学5年生は今年しかチャンスがないんですね。来年はないんです。そうすると、結局隣のミエちゃんが行けたんだけど、私は外れちゃって行けない。朝起きて、朝表で遊んでいたら、隣のミエちゃんがね、佐渡市にリフレッシュに行くんだって、着替えてお母さんに送られて荷物を持って行きましたと。何で私行けないんですかになっちゃいます。それこそ、そのほうが逆に私は子どもにとってストレスがたまっちゃうし、親にもたまっちゃうと。

だから、個人個人が行く行かないは家庭の事情とかありますが、村としては全員やるんだというね、全員にリフレッシュしていただいて、放射能の恐怖がなくて伸び伸びと遊んでいただきたいという気持ちを表すためにも、それは405名がいい。

そして私が言っているのは、405名1回でなくてもいいと思うんです。

前は25年7月24日から26日、2泊3日、あと8月9日から11日で2班に分けるということだったんです。だから、これ実際に公募をしてみて、何人集まるかはわかりませんが、ただできる限り全員連れていくという中で、それで物理的にこれはどうしても無理だというときには、またPTAの方々とかお母さん方とか、みんな相談をしてどうするか決めればいいと思うんですね。それを我々がそこで80名として打ち切っちゃうよりは、そのほうが私はいいいというのが私の政治信条です。

それで、回数も別に2回にこだわらず3回でも4回でもいいし、もし場合によつたらば、7月にこだわらず、例えば秋口でもいいと思うし、いろんな状況状況を考えながら、教育委員会、また保護者の皆さんと相談しながら、本当に1回でもいいからね、本当に放射能の恐怖から解き放たれて、川に入ったり海に入ったりキャンプファイアをやったり、おいしいものを食べたりということを見せてあげたいというのが、私の気持ちです。

ですから、405名のうちに物理的に無理なときには、またみんなと相談していけばいいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） 10番。大変詳細なご答弁をいただいて、本当にありがとうございました。

この405名というのは、私は学年に絞って、そしてやっぱりやるべきかなと、や

っぱり5年、6年、これに絞って、そしてまた下級生はその後行けるわけですから、そういうふうな分け方をしたやはり事業を考えたほうがいいのかなど。今1回じゃなくて2回、3回と分けてやるというようなことをございますので、でもやっぱり私はこの修正動議の数字がちょっと何といてもただ数字合わせの修正動議のような気がしてしょうがないですけども、その辺についてももう一度お伺いして、私の質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） まさにそのとおりです。数字合わせです。結構です、それでも結構です。これは詳しい、正しい数字はこれから時間がありますから、その中でもう一回細部にわたって検討していけばいいんじゃないかなと思うんですね。

それで、あともう一つ405名が何もバス貸し切っていく必要はないんですよ。だから先ほど言ったように、例えば隣近所のお母さん方が仲のいい友達が3家族、4家族で集まって、じゃ子どもたちと一緒にリフレッシュ事業に行きましょうといったときに、5年生、6年生の方には、その団体で行かない分の補助金をあげると、または各行政区の中で、子ども会があると思うんですが、子ども会のほうで行きましょうとなれば、子ども会の方に村がその分の補助をしてあげるということも手だと思っ

たかな、その辺は知恵を出して、そしてみんなで知恵を出しながら全員が行けると、行けたという実績をつくってあげるような、私は大事なんじゃないのかなと思うんですね。ぜひ汗を流して知恵を出して、それで頑張っ

○10番（白岩征治君） 私の質疑は終わります。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 5番金田です。

佐藤議員に質疑いたします。

佐渡ヶ島、とてもいいところです。私も自分の子どもが小学生のときに、兄弟で子どもたちを何人も連れて行った記憶があります。とても喜んでおりました。佐渡も一応海の外ですから海外旅行でしょうかね。何かね、佐藤議員が佐渡を選んだという、私その理由が理解できないですね、もともと。いや、船に乗りたい、それはいいですよ。遊びじゃないんでしょうからね。リフレッシュでしょう。なぜ佐渡じゃなくちゃならないんでしょうかということが、私一番思います。

新潟県にも原発がありますね。柏崎原発、例の中越震災のときに、我々のところを襲った3・11の地震の姿ですかね。新幹線が脱線したり、そのときに柏崎の発電所

の中でも火災が起きました。記憶にまだ残っていらっしやると思います。そういった原発にも比較的近い新潟県のしかも佐渡、海です。津波もあるかもしれません。

佐渡へ佐渡へと草木はなびく、佐渡は四十九里波の上とありますけれども、佐渡ヶ島に行かなくてもリフレッシュはできるところはたくさんあるはずです。

それで、8月といえばね、台風シーズンになってくるんですね。台風の初期はほとんどが日本海に抜けるコースになるんです。あなたは船で大荒れのときに船に乗った記憶がありますか。まずお聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） お答えします。

ありません。

それから、なぜ佐渡でなくちゃならないのか。どこでもいいと思います。私は別に佐渡にこだわっていません。ただ、私が佐渡がいいと思ったのは、時間的な問題なんです。いわゆる原発事故が、例えば第一原子力発電所が爆発したときに、会津方面は今回非常に放射能の汚染が少なかった。それで甲子トンネルを越えれば、もう会津の地域だと。それで、新潟まで約2時間ちょっとですか、かかって行って、それで今度フェリーに乗れば海の体験もできる。それで島に行けば放射能は恐らくないだろうという、私なりのその時間的な問題があったのと、これはあってはならないんですが、今日もテレビでは第一原子力発電所の電源が喪失して、17時間、またその冷却装置が働かないと話していますね。もし万が一また爆発があったときに、じゃ西郷村の子どもたちをどこに避難させるんですかということです、一番考えるのは。

もしも明日爆発したらどこへ連れていくのか。ないと思うんですね。そのときに私は委員長ともいろいろ話しましたがけれども、佐渡市と友好都市を結んで、そして佐渡に行くならば、時間的にも非常に早いと。九州、沖縄、確かにいいですよ。現実問題としてあそこに行く子どもたちを緊急避難できない。家族間で例えばみんなで協力し合えば、子どもたちを甲子トンネルを越えて、会津を抜けて新潟に行って、佐渡の友好都市に結んでおいて、緊急避難的な契約も結んでおけば、子どもたちはあそこに安全な場所に置くこともできると、そういった将来的なことも含めると、時間的に佐渡というのはすごく放射能の原発事故からすると、福島からはいいのかなと。

今、共に原発だとかいろいろ、柏崎ですか、ありましたけれども、日本国中どこへ行ったって原発があって、安全な場所といえば沖縄ぐらいしかないんじゃないですかね、ある意味で。だから、そういう意味では私は私なりに精いっぱい努力したところ、佐渡ヶ島が時間的にも経費的にも、もし万が一将来また避難しなきゃならないという場合も、佐渡が一番いいのかなということで判断しました。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 再質疑させていただきます。

佐渡が一番利便性がいいというような話でございますけれども、フェリーで何分かかるんだっけ、船で何十分乗りました。1時間で行くのはジェットフェリーという高速船なんだけれども、バスはつけられません。船は2時間か2時間20分かかったは

ずですね、フェリーで。天候が悪いと欠航もしたりですね、かなり揺れます、天候によって。下手すると、着いたときに子どもたちは船酔いで玉砕状態になります。これは私何十回も佐渡へ行っています。そのときに出合ったお客さんは気の毒です。回復するまでにちょっと、じゃターミナルでちょっと待っていようかと、そういったことがかなりあります。

そういったことと、昔子ども会組織というので、うちのほうからもいわきのほうによく海水浴へ行ったことがあるんですね。海水浴に子ども会主催で行って、ところが県内どこの子ども会でも、たまたまいつ頃だったかちょっと記憶がありませんが、事故があったことがありますね。子ども会の育成会長が訴えられたことがあるんですね、親に。子どもが全て、子どもの親が全員ついていくわけではございません。隣近所の子どもも、おれげのも頼む、おれげのも頼むという感じで引き受けてくれる。ところがそれが裁判にまで発展した例があります。なかなか自分の親が、自分の子ども二、三人見るのがやっとぐらいです。親が8名に1人ついたからということとは安全じゃありません。そういった事故があって裁判沙汰になってから、各子ども育成会で海水浴はほとんどの育成会で中止になりまして、今に至っております。それは多分教育長もご存じだと思います。

そういった海で泳ぐというのは、大変危険なんです。私、今回行く真野湾、ここは本当に遠浅で波が穏やかなのも知っています。そこは危険がなさそうです、一見。しかし、海は魔物です。大変海水浴をさせるのに、本当に口では簡単でいいです。そういった諸々の細かいことまで考えて、文教委員会の中で今回の変更にあっても、なぜ審議しなかったんですか。この動議を出す段階以前に、文教厚生委員会で405名を連れていくという案を示さなかったのはなぜですか、お聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 文教厚生常任委員会であるときに出席されたのは、私と委員長の藤田委員、それから鈴木勝久委員、仁平喜代治委員です。それで正晃委員は所用のため欠席されまして、それであとは大石雪雄委員がおりました。

それで、教育長からその辺のお話がありまして、私としてはもう絶対に抽選はだめだということで、実は私も正直言って、この405名連れていくというのは、ついおとといだったですか、気持ちを決めたんです、正直言いまして。それで同僚議員とも相談してはっきり言って、今日私が説明した議員も実際におります。というのは、実際に抽選で子どもたちが泣きじゃくったり、親がそういった不満を残すのは嫌だろうということで、405名全部連れていきたいということになったわけです。

それであと、裁判までしたとかですね、8名が1人では安全じゃないと言いましたが、この8名で1人というのは教育長が出してきた案なので、私じゃないんです。教育長が安全だということでの判断になっています、5年生、6年生です。

それと、当然我々は大人ですから、フェリーに乗るときにね、台風が来たり波が高くて行けないときに無理にそこに行くわけありません。これはもう常識の問題でありますから、そのことよりもですよ、じゃ、子どもたちとかお母さん方に、じゃ安全を

優先してどこにも行かないほうがいいですかと。例えば福島県内どこへ行ったって、これまた交通事故の心配から、また原発事故の心配から何でもこれはあると思うんです。それはおのおのお母さん方が、やっぱり子どもたちと相談をして、ご家庭で行く行かないはやっぱりある意味、家庭の方々も責任を感じていただくということをしなないと、これは教育長だけ、教育委員会だけにやっぱり責任をとってもらおうということとはできないと思うので、そこは十分話し合いの上で、やはり大人同士相談して、子どもたちをどうしたらいいのかということ、一番の最優先にして解決していけばいい問題じゃないかなとは思っています。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 再度質疑させていただきます。

先ほど8名という、私は8名がいいと、佐藤議員が申されたというんじゃないで、8名でも大変なのにとという意味でございます。8名に1人でもね、大変なんです、その監視というのは。でも、海に行ってね、海水浴もしないんだったら何しに海へ行くんだかわからないものね。子どもたちは多分泳ぎたくなるでしょう。佐渡で金山の何ですか、砂金掘りって、別に砂金をざるの中に川に入れておいたやつをまねごとするわけなんですけれども、それも体験でしょう。いろいろ佐渡は歴史もいろいろありますし、見どころはたくさんあります。体験することもあります、確かに。でも、やはり数を多く連れていく場合は、なおさらリスクというのを十分考えなくちゃならないと思います。

遠くに行けば放射線量は下がるかなと思っても、下がらない場合もあります。特に日本海側は太平洋側に比べ、今回の震災は別にしてですよ、高いです。新潟県、富山県、石川県、佐渡も高いです。ほかの地域に比べて、放射線量です。（不規則発言あり）今回はどのぐらいありましたか。

ここで数字を線量を何ぼあった、ないということを論議するつもりはありませんけれども、やはりリスクのない、新潟のほうに行くとしたらですね、できるだけ経費を抑えるんだったら、私はその南にある上越市、妙高自然の家、大きな施設があります、那須甲子少年自然の家と同じくらいの。そういったところで十分リフレッシュするというのが安くていろいろ体験もできるということもあるし、海のところで途中道中、海のそばをずっと走りますから、その途中で海水浴することも当然できます。歴史文化にも新潟県内でいろいろ経験することもできるだろうし、新潟には水族館の大きいのもありますし、子どもたちが喜ぶような体験をすることはできます。

やはり、船に乗って行くというのは、リスクが大きいと思いますので、今回は予算措置されたんでしょから、当初予算でもって一番リスクの少ない形で実行されるのが万全だと思って、私の意見としたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 金田議員は貴重なご意見があったと思うんです。それでいいんです。例えば金田議員は上越市のほうの妙高山ですか、安全であそこはいいんだと思うんですよね。だったらそれを提案すればいいんですよ。そして、そこへ行きたい人

はそこへ行けばいいし、佐渡に行きたい人は行けばいいんですから、そしてそうすればこの405名、みんながリフレッシュできるんですよ。

だから、そういう意見をどんどん出してもらって、出し合う、これからまだ実行するのは7月末ですから、まだ時間があるので、ぜひ金田議員にもですね、そういった意見を出していただいて、子どもたちがね、本当に安心できるようにいいリフレッシュになるようにご協力いただければと思います。非常に素晴らしい意見だと思います。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） それではね、例えばですよ、妙高の自然の家に行った場合には、当初の予算で十分405名行けます。というのは船賃もかからない、宿泊料金がまるきり違います。経費的にはかなり安く上がります。何も金かけなくてもね、多額な、今回幾らになるんだ、1,267万円になりますか、当初の457万2,000円プラス810万3,000円加えますと1,267万5,000円になりますね。それだけの金をかけなくても、結果は得ることができるはずですよ。リスクがなくて、しかも喜ばれるような金をかけなくて、そのような方向に転換することが可能でしょうかね。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私は別にね、予算計上したから全部使えとは思っていません。余れば余ったで、それは残してね、不用額として翌年度に繰り越せばいい話だと思うんですよ。ですから、その予算については私はこだわっていないし、使う必要もないと思います。余れば余ったでいいと思います。

そして、今1,200万円と多額な経費と言いましたけれども、今西郷村の老人の方々がちゃぼランドにお風呂に今無料で入っていますよね。あれ1,300万円かかっているんじゃないですか、1年間で。老人の方々のその無料入浴券が、だからそれはそれで私はいいいと思います。だから、老人のように子どもたちにもね、ぜひ我々はもう本当に余命幾ばくもないとは言わないけれども、これから10年、15年の命です。子どもたちはこれから50年、60年生きるんですから、そこに同じ1,000万円程度の資金を投下しても、私は何らおかしくないと思いますし、ご老人の方々もやはり子どもたちのためにね、1,200万円使ったからって、老人の金を使えとは思わないような気がします。

どうか、金田さんもそういった意味でのご意見、どんどんいい意見を出していただきたいと思います。2月21日の村民大会のときも、金田議員から本当にいい案をいただいて、素晴らしい大会ができましたので、なお、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） いろいろと佐藤議員のお話を聞いてきますと、じゃ、これ修正で増額しなくても、もともとの予算で行き場所も佐渡を撤回して考え直したらいかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 撤回じゃなくて、子どもたちが金田議員の言うように、みんな佐渡は行かないよと、その妙高山ですか、のほうがいいよというんだったら、それで

いいんじゃないですか、別にそれはそれで。別に何でかんで私は佐渡へ連れて行かないきゃならないということもありませんから……

○5番（金田裕二君） 佐渡に400人連れて行ったら金がかかるというんだ。だから、もとの予算でね、妙高山の……

○議長（鈴木宏始君） ちょっと議長の許可をもらって発言してください。

○15番（佐藤富男君） いいですか、正直申し上げまして、私は今ここで表の石もいじれない、砂もいじれない、表で遊ぶこともできない子どもたちのために、1人3万円、5万円かかったとしてもですよ、私は総額1,200万円、ご老人の方々の無料入浴券、これが1,300万円、そのほかにも今度何千万円という金をちゃぽランドに出していますよね。私、反対反対ではないけれども、そのように子どもたちにも、私は1,000万円使おうが2,000万円使おうが、やっぱりこの緊急事態、今こういう非常に子どもたちにとっては緊急避難、そしてこれからDNAがもし万が一にも壊れてしまったら、将来的にいろんな障害が出ます。それを防ぐ、少しでも防ぐために、我々にはできることをやっぱり少しでもやっていきたい。場所についてはこだわりませんから、よく相談して、みんなで子どもたちの意見を聞いて、子どもたちが行きたいところに行かせてやったらいいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） どうしても導入撤回する考えはありませんか。

○15番（佐藤富男君） 余ったら余ったで返しますからいいじゃないですかね。

○5番（金田裕二君） いや、余ったらというよりも、私はやはりリスクを少なくしたい。安全で安心なところでリフレッシュはもっとできるはずですよ。そうすれば私はね、本来は5年生、6年生じゃなくて低学年の子どもたちこそリフレッシュさせたいんです、本来は。だったら、もっと近いところって、それだけの同じ経費の中でもっと方法は、もっと考える余地があるのかなというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） お言葉を返すようで申しわけないんですが、ならば中学生の海外派遣、これタイに30名、抽選で行きますよね。そうすると飛行機に乗ってタイという見知らぬ国に行って治安がどうなのか、また病気の問題、いろんなことを考えると、このタイの研修そのものだってリスクが伴うと思うんですね。

だからといって、今までも中国にリスクがあるからといってやめたこともないと思うんです。やめろという人もおりましたけれども、やったと思うんです。だから、私はこれは何の事業をやっても、例えば妙高山へ行ったって、バスに乗って行ったって、交通事故の恐れもあるし、山に登っていくときに、その山でケガすることもあるだろうし、これはあると思うんです。だから、あくまでもそのお母さん方、子どもたちの意向を聞いて、その意向に沿って私はやればいいのかと思うんです。これは我々がああだこうだじゃなくて、そしてそれでお金が安く済むならそれでいいし、3万円、5万円かかって例えば佐渡に行きたいというのであれば行かせてやればいいのか、そういう意味で、やっぱりできればこれから教育長を筆頭としてね、教育委員の方々、父兄の

方々と話し合うんですから、その方々の意見をぜひ取り入れて決めていかればいいのかと思います。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 最後にですね、もう一つ質問いたします。

先ほど佐藤議員が答弁の中で、佐渡市とできれば姉妹都市を結んで、緊急避難先に指定して、万が一のときにそちらに避難するというのもいいんじゃないかなんていうことをぽろっと話されたんですね。これは大変なことを申されたなと思ったんですね。緊急避難、緊急避難ということは即座に夜でも昼でもということになりますね。船いつでも動いていませんからね、大変ですよ。（不規則発言あり）何ですか、黙ってください。（不規則発言あり）議長、暴言をとめてください。

○議長（鈴木宏始君） 静粛にお願いします。

○5番（金田裕二君） はい、言ってください。

○議長（鈴木宏始君） 質問を続けてください。

○5番（金田裕二君） はい、そういったことでね、緊急避難先というのはあくまでも利便性がよくて、すぐに移動できるようなところを選んで、慎重にこれからも考えていくべきだと思っております。それが、佐渡が緊急避難先というのは、ちょっと私から考えると妥当じゃないというふうなのを申し上げて、質問を終了いたします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 非常に今の言葉、返すようですが、これは私も一步も引きません。というのは緊急避難的なことに我々が考えていかなかったら、じゃもし万が一、第一原子力発電所がまた爆発したと、今爆発したと、どこに子どもたちを連れていくんですか。決まっていますか、今。この原発事故があつて、この2年間の間に緊急避難する場所決まったんですか。どこにルートが決まったんですか。お金はどうするんですか、飲み物どうするんですか。村がそれを備蓄したんですか。行政区長さん方にもお願いをして、行政区長さん方にもこういうことでやってくださいと頼んだんですか。民生委員の方々も例えば子どもたちのいるところ、老人の方々にもどのようにそのお知らせをしてどのように避難させるかってやったことあるんですか。何もやっていないでしょう、2年間。

本来であれば、村長がそのことをやらなきゃならないんです。何も私がやる必要はないんです。村長がその緊急避難的なものを決めて、みんなで相談をしてやればいいんですよ。それをやらないから、我々が少しでもそういうことでやはり決めて、できるならば村長のほうにも提案したいと思っているだけの話ですから、そうしなかったら子どもたちを守っていけないでしょう。村民を守れないです、これ。トンネルを越えれば原発の影響が少ないということが、私は一番頭にあつたんです。それだけです。

だから、その緊急避難のことをね、今ここでああだこうだと言ったとすれば、私はやっぱり責任持ってですよ、金田議員がもし万が一事故があつたときには、こういうルートでここに行ってください。バスは何台用意します、車を何台用意します、食べ物はどうします、ガソリンどうします、飲み物どうします、衣類どうします、毛布は

どうしますということ全部決めてください。今決まっているんですか。それが決まっていなければだめなんですよ、やっぱり。

それを、この2年間の間にやはり少なくともやらなきゃならない。申しわけないけれども、今私の家には段ボール箱が2つあります。ちゃんと息子が全て緊急避難的の食べるもの、着るもの、飲むもの、ティッシュペーパーから何から全部入っています。私の家にはガソリンの缶も2缶置いてあります、安全なところに。そして、ガソリンを使つての発電機も買いました、万が一に備えて。それが今回の教訓じゃないんですか、東日本大震災の。

だから、それは私じゃなくて村が村民を守るためにそのことを決めなきゃならないです、やらなきゃならないです。その緊急避難のことを言っているときに、そんなこじつけみたいな批判するだけでは誰でも言えますよ。だったら、対案としてももっとも早く目に、金田議員が議会において、こういう避難場所を決めたらいいでしょうと言うべきじゃないですか。誰でも批判だけはできます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 最後にして帰ろうかなと思ったんですけれども、今の発言で誤解されたようですね。

緊急避難先を指定するなど言ったんじゃないですよ。佐渡ヶ島を緊急避難地に選ぶのはアクセス上、これは問題があります。別な場所にそれは早急に、それは執行部のほうで対案をすぐ出すべきだと思います、それは。しかし、佐渡ヶ島、とにかく船に乗らなくちゃいけない、そこを緊急避難先に全ての西郷村の、子どもばかりじゃないです、大人もです。移動手段が制限されるどころじゃないところを早急に選んでいくべきだと思っております。

その緊急避難先を選ぶなどかやるなじゃないですよ。佐渡ヶ島は不適當じゃないかという意味でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 不適當かどうかはね、私のほうで、私はいいと思っていますし、金田議員は不適當だと。またそれじゃルートでいうときに、どのルートが一番よくて、どういうルートならば渋滞しないで安全にスムーズに行くのか、これは私はどこだかわかりませんが、私はそういうことならば、金田議員のほうからいつときも早く村長に提言をして、早く村民の避難ルートを決めて、もし緊急避難のときにはどうするということをですね、確立してマニュアルをつくっていただきたい、そういうことをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 議長、ちょっとお願いします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後4時38分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午後4時39分）

◎会議時間の延長の議決

○議長（鈴木宏始君） ここでおはかりをいたします。

本日の会議は、午後5時まででございますが、2時間延長して午後7時までにした
いと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、本日の会議は午後7時まで延長いたします。

ほかに質疑ございませんか。

11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。二、三点ほど質疑します。

議案第24号「平成25年度西郷村一般会計予算に対する修正動議」について質疑
します。

先ほど佐藤議員から申されましたとおり、説明の中ではちょっとダブっているところ
もありますけれども、再度確認させていただきます。

まず、シーズン、時期なんですけれども、7月、8月時期、海水浴も含めての中で、
佐渡にこのようなシーズンですので、旅館がこれだけの大人数があるのかというのが、
私は一つちょっと不安なもので。

あと1点ですね、安全管理上、生徒の確保がどうなのかなと思って、相当安全管
理上、引率の先生、それがその時期に確保できるのかなという2点をお聞きしま
す。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今、矢吹議員から泊まる場所があるのかということでございま
すが、私はかなりきついと思います。だから、先ほど言いましたように、知恵を出す
しかないんですね。知恵を出してその405名の方々をいかにその目的は佐渡に行く
ことじゃないんですよね。リフレッシュさせることが目的なんですよね。だから、私
はさっき言ったように妙高山でもどこでもいいんです。（不規則発言あり）うん、い
いんです。だから、それはみんなで努力をして協議をして、そしてみんなで相談して
泊まるどころとか、親子がリフレッシュできるような方法をこれから模索すれば私は
いいんだと思います。

それから、安全管理についてなんですけど、これは8名で1人というのは教育長のほ
うから一応ご提案されまして、それが万全かどうかということは、私もわかりません。
けれども、それは保護者の方々とそれはもちろんどこに行っても、バスに乗っても何
にしてもこれは交通事故があるかもしれない、リスクもあると思うんです。だから、
そこのところは保護者の方々とよく相談をしてですね、やはりお話し合いして、そし
てご理解の中でこれを実行するしかないし、もしも納得できない、また危険だとい
うことで保護者の方々がお断りするのであれば、それはそれで中止をしても私はいいと

思うんです。何でもかんで連れて行く必要はないと思いますから、それは臨機応変に保護者の方々と相談しながら、子どもたちが喜ぶ方法を模索していけばいいんじゃないのかなと思うんですね。泊まる場所についても今言ったように知恵を出すということだったんですが、80名については何とかかなりそうだと。また若干ほかにもありそうだと思うんですが、例えば泊まる場所がなければじゃ、体験する潮津の里ですかね、ありますから、そこに大きな広場があるんですね。そこにテントを張って例えばテントに泊まりながらキャンプファイアーをやりながらとか、いろんなものもあると思うんですよね。

だから、何が一番いいかわかりませんが、やはりみんなで相談して議論して知恵を出し合って、そして子どもたちのために汗を流していただければ、いい案もまた出てくるのかなと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。再度質疑いたします。

私も二、三回佐渡には行ってきました。そういう関係でね、確かに場所は限られているんですね。旅館も本当に限定されています。シーズンですから、確かにね、7・8月は結構観光客が多いんですよ。そういう中で、先ほど佐藤議員が申されましたとおり、場所は限定しないということで、そこら辺も踏まえてね、今後の課題ではないかなと思います。

また、私も先ほど前段で議員が言いました。確かに生徒一部の人間を抽選とかそういう話が出ましたけれども、それはいかがなものかとは、やはり不公平がやはりこの教育上ね、あまりちょっと問題ではないかなという形は私はとっていたんですけれどもね、順次今回は先発隊として80名見て、その後また随時先生と行かせればいいのではないかなという考えであります。それは私の考えですけれどもね。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 物理的に無理なものは無理なんですよね。だから、そのところは例えば、じゃ子ども会のほうであなたのグループは行ってくださいとか、場所については妙高山なら妙高山のほうでいいですよとか、じゃ、こっちのグループはこっち、また別なね、例えば山形県のほうがいいですよということで行っても私はいいと思うんです。

そしてまた、佐渡に行ってもいいでしょうし、または家族で、例えばリフレッシュに行きますというのであれば、その方に補助を出してあげて、同じような形で村のほうで負担してあげると、いろんなケース・バイ・ケースがあると思います。

ですから、それは本当に私もここで決定していくこともないし、決めていくこともありませんので、それは相談して柔軟性を持って対応していったらいいんじゃないかなと思うんですよね。

例えばですね、今言ったように泊まる場所がないと言いましたけれども、これは、こういうとね、また誤解を受けるからちょっとあれだと思うんですが、例えばもしですよ、村長がもし許されるならば、また私がもしも村長ならば、私は佐渡ヶ島にホテ

ルを1個買っちゃいますね、民宿でも構わないから。たとえ1億円かかったって買っちゃいますね。そこを全部西郷村の子どもたちや、これから何年も続くんですから、いつでも行って使ってください。そして避難のときにはその避難場所の本部にして、そこで避難してくださいというふうにしますね。そういうことも私可能だと思います。それは批判があるかもしれない。でも、それは政策的な問題ですから、それは村長のほうがそういうことで、それもいいなというんであればそれもまた私は一つの手かなとは思いますが。

ただ、先のことをね、先ほど金田議員も心配されましたけれども、矢吹議員もそうなんです、私自身だってまだこれからやっぱりいろんな相談したり考えていかないと解決できない問題だと思うんですよね。だから、それは私が全て正しいんだとは私は思いませんから、どうかそういった意見もね、取り入れてみんな考えて、みんなですして相談してですね、そして子どもたちのいいリフレッシュ事業ができるように協力していったらいいんじゃないかと思うんですけれども。

○議長（鈴木宏始君） 11番議員、今質疑中で大変申しわけないんですけども、休憩にしたいんです。いいですか。

○11番（矢吹利夫君） じゃ、終わらしちゃう。もう一回。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。今もろもろ説明ありましたけれども、確かに考えは一緒なんですよ、子どもたちのね、安心・安全のためにも、そういう形で今後ですね、こういう形で私らも反対しているわけではないんですけれども、修正動議をかけられてこういう形で私らがね、どういう結果になりますかわからないんですけれども、申しわけないんですけどもね、事前に仲間議員であるから、そこら辺を17名で話して、こういう問題がないように今後ともしていただきたいなど。

終わります。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより、午後5時10分まで休憩いたします。

（午後4時48分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後5時10分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま議案第24号に対する修正の動議の議案を審議しておりますが、ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ここで暫時休憩します。

（午後5時11分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 5 時 12 分）

○議長（鈴木宏始君） 討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

追加日程第 2、いわゆる 14 番後藤功君提出の修正議案「平成 25 年度西郷村一般会計予算に対する修正動議」に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

したがって、この動議は可決されました。

これより採決を行います。

追加日程第 3、いわゆる 15 番佐藤富男議員の提出動議であります「平成 25 年度西郷村一般会計予算に対する修正動議」に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

したがって、この動議は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決を行います。

おはかりします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま修正議決されました「平成 25 年度西郷村一般会計予算」について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することと決定しました。

◎議案第 25 号から議案第 32 号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第 25、議案第 25 号から日程第 32、議案第 32 号まで一括して議題といたします。

一括して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続いて、一括して討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
ただいまより本８議案を一括して採決します。
本８議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、本８議案は原案のとおり可決されました。

◎議案第３３号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第３３、議案第３３号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第３３号「平成２４年度西郷村一般会計補正予算（第６号）」、本案に対する
賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３４号から議案第４１号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第３４、議案第３４号から日程第４１、議案第
４１号まで一括して議題とします。

一括して質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続いて、一括して討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
ただいまより、本８議案を一括して採決します。
本８議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、本８議案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君）　ここで、発議4件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君）　異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君）　それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午後5時18分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君）　再開いたします。

（午後5時20分）

○議長（鈴木宏始君）　配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君）　それでは、追加提案されました発議4件につきましては、日程第41の次に、追加日程第4から追加日程第7とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君）　異議なしと認めます。

◎追加日程の一括上程（発議第2号から発議第5号）

○議長（鈴木宏始君）　それでは、追加日程第4、発議第2号から追加日程第7、発議第5号を一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君）　発議第2号から発議第5号に対する趣旨説明を求めます。

12番上田秀人君。

○議会運営委員長（上田秀人君）　議会運営委員長。発議第2号から発議第5号まで説明をさせていただきます。

まず、発議第2号といたしまして、「西郷村議会委員会条例の一部を改正する条例」についてでありますけれども、地方自治法の一部改正に伴う所要の改正が必要になったもので上程をするものでございます。

続きまして、発議第3号について、「西郷村議会政務活動費の交付等に関する条例」についてということで、この案件に関しても、やはり地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正が必要とさせていただきます。

発議第4号「西郷村議会会議規則の一部を改正する規則」について、やはりこれについてもですね、地方自治法の一部改正に伴う改正が必要になったため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、発議第5号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてということで、特別委員会の委員長の手当を常任委員長の委員長と同額にするため、所要の改正が必要となったため、上程をさせていただきます。

内容につきましては、今議会の3月4日、開会日の本会議終了後、そして並びに3月15日一般質問終了後に全員協議会の中でご説明をさせていただいた内容でありますので、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明が終わりました。

◎発議第2号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第4、発議第2号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第2号「西郷村議会委員会条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第5、発議第3号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第3号「西郷村議会政務活動費の交付等に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第6、発議第4号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第4号「西郷村議会会議規則の一部を改正する規則」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、追加日程第7、発議第5号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第5号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎放射能対策特別委員会中間報告

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第42、放射能対策特別委員会中間報告であります。

おはかりします。

放射能対策特別委員会の中間報告を求めたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認め、放射能対策特別委員会の中間報告を求めることに決定しました。

放射能対策特別委員会委員長、佐藤富男君。

15番佐藤富男君。

○放射能対策特別委員長(佐藤富男君) 15番。それでは、西郷村議会放射能対策特別委員会の平成24年12月定例議会以降の活動報告を申し上げます。

12月20日、第14回放射能対策特別委員会を開催いたしました。審議事項は3件であります。1件は、西郷村民に対する放射能対策特別委員会報の第1号の発行及び編集について。2件目は、村民と議員との意見交換会の開催についてでありました。3件目の協議は、国や東京電力への陳情及び意見書の提出についてでありました。国や東京電力、そして地元選出の国会議員への陳情活動を行うことなどを決定いたしました。

今年に入りまして、1月10日、第15回放射能対策特別委員会を開催いたしました。審議事項は3件であります。1件は、西郷村民に対する放射能対策特別委員会報の第2号の発行及び編集について。2件目は、村民と議員との意見交換会の開催についてでありました。3件目の協議は、国や東京電力への陳情及び意見書の提出についてでありました。3件とも細部の協議でありました。

1月16日に、総合調整会議を開催いたしました。1月29日から30日の国や東京電力への陳情活動の日程等についての最終確認と、村民との対話集会について協議をいたしました。

2月4日、本特別委員会の広報委員会を開催いたしました。本会議には、編集委員の正副委員長のほか、上田秀人委員、真船正晃委員が出席し、上田秀人委員を編集委員長に選出し、特別委員会第2回の会報の内容について協議をいたしました。

2月21日、村民と議員との対話集会を開催いたしました。この集会には200名を超える村民の皆様のほか、参議院議員の荒井広幸先生、福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク副代表の福田健治様、弁護士様、そして東京電力からは12名の社員の皆様にご出席くださいました。また、岩城光英参議院議員をはじめ、地元選出の国会議員4名の皆様もご出席をいただきました。

3月11日には、総合調整会議を開催いたしました。協議事項は、2月21日の村民と議員との対話集会の反省とアンケート結果の分析、特別委員会報第3号の発行について、3月定例会に提出する地方自治法第99条による意見書の案について、委員長報告について、今後の活動についてなどを協議いたしました。

なお、本調整会議には、環境保全課長と健康推進課長がご出席をくださいました。両課長より除染計画については、西郷村内の子どもたちの甲状腺検査結果などについて、今当村が抱える放射能問題について詳しくご説明をいただきました。

今後の活動につきましては、特別委員会報第3号を発行すること、それから村民と議員との対話集会を年2回開催すること、定期的で開催すること、4月中に復興庁の福島事務所や福島県知事などに陳情活動などを行うとともに、南相馬市のご協力が得られれば、懇談会なども開催したいということで決定いたしました。

3月27日には、第16回放射能対策特別委員会を開催する予定になっておりますので、委員の皆様にはよろしくお願いを申し上げます。

子どもたちの甲状腺検査の厳しい結果、地元業者のご努力を得ながらの除染計画のスムーズな作業の消化、一律賠償への対応、そして子ども支援法への確かなアプローチなど、本委員会の目的であります西郷村の子どもたちを守っていくために、今後も議会ができ得る最善の活動を通じて、積極的に汗を流してまいりますことを報告し、委員長報告といたします。

○議長（鈴木宏始君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 16番。放射能対策特別委員長に質疑をいたします。

先般、村民と議会との対話集会を持たれました。そのときには村民からかなりの要求が出されたわけでございます。それらに対して今度この特別委員会として、どのようにそれらの問題を消化していくのか、委員長にお伺いいたします。

15番佐藤富男君。

○放射能対策特別委員長（佐藤富男君） 前回、3月11日の総合調整会議を開催しまして、アンケートがもう80名から、すごい内容のアンケートが参りました。これについては、議会事務局のほうにいつも用意してありますので、後で閲覧していただきたいと思います。

それで、特に今回のような要するに対話集会を何度もやってほしいという意見も強かったんですね。今のところ村民の方々の受け皿がないんですね。だから、議会がこれを受け皿としてやったんですが、本当にそういった意味では、喜んでいただけてくれましたので、前回の総合調整会議では、年2回この村民との対話集会を定例化して、年に2回やろうと、というのは春と秋の2回やろうというような方向になりまして、これについては3月27日の特別委員会で報告をした後、皆様のご了解を賜ればそのような方向でいきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 村民からその要求された件については、やはりここでもって特別委員会の中だけで消化してしまうことは、村民に対して甚だ申しわけないと思いますので、村民から出されたこの要求は、必ず国なら国、東電なら東電に提出することが我々に与えられた任務ではなかろうかと思えます。

あとそれともう一点は、この前対話集会のときに、東電はこの4万円の賠償をもう最後として、そのほかの賠償は行わないということをお東電は言っておりますが、その放射能による今後のもろもろの問題が起きる事態に対しましては、これはやはり特別委員会としては、法廷闘争に持ち込むという、そういう考え方が委員長にあるのかどうか、これを説明していただきたい。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○放射能対策特別委員長（佐藤富男君） 法廷闘争に持ち込むかどうかということで、委員長にその意思があるかどうかですか。それは、私として個人的に今そういう気持ちがあるとかないとかということについては、まだ整理がついていませんので、お答えできません。

ただ、いわゆる私が今一番心配しているのは、民法でいわゆる3年経過しちゃうと、もう住民の方々の賠償についての、要するに賠償権利が消滅してしまうということが、やっぱり一番心配なんですね。東京電力は、そしてその辺を消滅をさせないと言ってありますけれども、これはまた民法で、その消滅時効を放棄できないんですね。放棄すると逆に違法なんです。だから、これは消滅時効は成立しちゃうんですね。

それで、この間文部科学省のほうで、東京電力の廣瀬社長のほうに、いわゆる3年の消滅時効になってしまうことを心配しているので、それを消滅時効でなくてずっとできるような方向で文科省も考えているから、東京電力もご協力願いたいという文書

を出しているんですね。だから、その問題が一番心配なので、その村民の方々の賠償請求を消滅させない方法はどうかと、どんな方法があるかということ、これからまた考えたり、また特別委員会としても相談したいなど。一番いいのは、本当は賠償審査会、条例がありますから、そこでやれば一番いいんですけども、これが立ち上がらない。村長がやる気がないということですから、これについては今後皆様と相談したいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これ何回も何回も申しわけないんですが、この前、対話集会のときに終わった後、福島から来られたんですか、あの弁護士さん。弁護士さんとそれらの問題について自分はお話し合いをしてみたんですよ。そこで今子どもさんが放射能によるがんや何かが発生したときに、これを裁判所において放射能によるものであるということを認定させることができるのかどうかということ聞いてみたら、弁護士さんは、これはそれを認定させるのには、大体どの程度の線量があるところどのくらいで、それによってがんが発生したとか他の病気が発生したとかということは、そこで立証できますが、それが無い限りにはちょっと立証が難しくなるという、実質上やっぱり過ぎてしまえば立証できないということなんですよ。

それだから、ここでもって法廷闘争の中でやるということには、あの原発なるものが放射線をぶちまいたんですから、その放射線をぶちまいたそのことが、当然これは法律違反となってあらわれなくちゃならない。そのところでもって法廷闘争に切りかえて、その辺を法律で争うべきではないかというように考えられるんですが、これは今委員長の考え方でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○放射能対策特別委員長（佐藤富男君） 室井議員の言われるように、これから委員長としてもしっかりと対応したいと思いますが、私は最悪の場合でも、やはり村民の方々にそういう方がおれば、あのADR（紛争解決センター）のほうにその賠償請求を出す書類をつくって、一緒に署名していただいて、私個人的にでも、それは1人でも多く、助けるために私は個人的にでもやりたいと思っています。

○16番（室井清男君） 私からは以上です。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

放射能対策特別委員長の中間報告が終わりました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第43、請願・陳情に対する委員長報告であります。はじめに、陳情第2号に対する、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、7番秋山和男君。

○総務常任委員長（秋山和男君） 7番、総務常任委員会に付託されました陳情第2号

「地方財源の確保を求める意見書提出の陳情について」でございますが、去る3月4日、本会議後、第二会議室において全員が参加いたしまして慎重審議いたしましたところ、全員が採択すべきものと決まりましたので、以上報告いたします。

総務常任委員長、秋山和男。

- 議長（鈴木宏始君） 続いて、陳情第1号、陳情第3号に対する産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、14番後藤功君。

- 産業建設常任委員長（後藤 功君） 14番。産業建設常任委員会に付託されました陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」であります。

それから、陳情第3号「甲子高原地区に多目的広場の設置に関する陳情」、この2件について、3月4日本会議終了後、第二会議室において委員会全員出席のもと審査した結果、陳情第1号並びに陳情第3号につきましては、いずれも採択すべきものと決まりましたので、ここにご報告いたします。

以上であります。

- 議長（鈴木宏始君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

陳情第1号から陳情第3号までの3件を、一括して採決します。

3件に対する委員長報告は、いずれも採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、3件はいずれも採択することに決定しました。

◎追加日程の議決

- 議長（鈴木宏始君） ここで、発議3件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第8から追加日程第10として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

発議を配付します。

◎休憩の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

(午後5時43分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後5時50分)

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加提案されました発議3件につきましては、日程第43の次に、追加日程第8、発議第6号から追加日程第10、発議第8号といたしますので、ご了承願います。

◎追加日程の一括上程（発議第6号から発議第8号）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加日程第8、発議第6号から追加日程第10、発議第8号までを一括上程いたします。

おはかりします。

追加提案されました発議第6号から発議第7号は、ただいま採択されました陳情に伴う意見書提出の議案でありますので、提案理由の説明を省略し、一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認め、一括して議題といたします。

◎発議第6号から発議第7号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 発議第6号から発議第7号に対する質疑並びに討論につきましても省略し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認め、これより採決します。

発議第6号から発議第7号までの2件を一括して採決します。

2議案は原案のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、2議案はいずれも原案のとおり可決されました。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 追加日程第10、発議第8号「西郷村の子どもたちを放射能から守るために適切な対応を求める意見書の提出について」、提案理由の説明を求めます。15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 発議第8号「西郷村の子どもたちを放射能から守るために適切な対応を求める意見書の提出について」の提案理由の説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、国は東京電力株式会社福島第一原子力発電所爆発事故による放射線被害から、あらゆる施策を実現して、子どもたちを救うべきである。そのため関係行政庁に意見書を提出することが適当と認め、賛成議員と連署の上、提出するとなっております。

文書は長いものですから、今回の要望するものを項目だけお話しさせていただきます。

要望の中身ですが8つございます。

1つは、「原発事故収束宣言」を正式に撤回すること。

2、福島県内の全ての原子炉を廃炉にすること。

3、実情にそぐわない賠償基準の見直しを早急に行うこと。

4、西郷村内の子供たちの健康診断が生涯にわたり実施されるよう国が必要な措置を講じること。

5、原発事故子ども・被災者支援法の言う「一定基準」を早急に確定し、西郷村を支援対象区域に設定するとともに、それに基づいた適切な支援を行うこと。

6つ目、小中学生を対象とした「全天候型屋内運動場」を建設すること。

7、上記6の施設には「屋内プール」も併設すること。

8つ目、原子力損害賠償紛争審査会が中間指針追補で示した「自主的避難等対象区域」に県南地方についても対象とするよう見直しを図ること。

以上の8項目を地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというところでございますので、ご審議の上、ご可決よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明が終わりました。

◎発議第8号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） ただいまの提案について質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結します。

採決をいたします。

ただいま15番佐藤富男君の提案について採決をいたします。

「西郷村の子どもたちを放射能から守るために適切な対応を求める意見書の提出について」、賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、ただいまの意見書の提出は可決されました。

◎追加日程の議決（却下）

○議長（鈴木宏始君） ここで、ただいま5番金田裕二君ほか6名より、「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の動議が提出されました。

この動議は、2人以上の発議者がありますので、成立いたしました。

「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の動議を日程に追加し、追加日程第10の次に追加日程第11として、直ちに議

題とすることについて採決します。

(「議長、暫時休憩してください」という声あり)

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩します。

(午後5時58分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後6時02分)

○議長(鈴木宏始君) 今おはかりするのは、直ちに議題とすることについての採決でございます。この採決は挙手により行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第10の次に追加日程第11として、直ちに議題とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手少数であります。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第11として、直ちに議題とすることは否決されました。(不規則発言あり)

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩します。

(午後6時02分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後6時04分)

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第44から日程第48までの各常任委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務調査の件を議題とします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務調査について閉会中の継続審査の申し出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第49、例月出納検査の結果報告を求めます。

代表監査委員、鈴木光明君。

○代表監査委員(鈴木光明君) 例月出納検査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

平成24年12月から平成25年1月期までの3か月分の例月出納検査の結果につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ここにご報告申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 報告が終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後6時06分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後6時08分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これから若干協議をしたいことがございますので、これより6時20分まで休憩いたします。

（午後6時08分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後6時20分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 先ほどの動議の取り扱いについて、先ほど来事務局長が、福島県町村議会議長会に問い合わせをしております、もう少し時間が必要だということがございますので、あと10分休憩をとりたいと思います。これより午後6時半まで休憩いたします。

（午後6時21分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後6時31分）

◎追加日程の議決（却下）

○議長（鈴木宏始君） 先ほど5番金田裕二君より提出されました「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、動議は消滅していないことから、ここで新たに日程に追加し、議題とすることについて採決します。

「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、日程に追加し、追加日程第11として議題にすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手少数でございます。

よって、日程に追加することは否決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任いただくことで決しました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木宏始君） なお、これを持ちまして、平成25年第1回西郷村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後6時33分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年3月19日

西郷村議会 議長 鈴木宏始

署名議員 大石雪雄

署名議員 鈴木勝久